

参考資料

- 1 「新あいち多文化共生推進プラン」策定までの経緯
- 2 愛知県における外国人の状況
- 3 愛知県のこれまでの取組
 - 多文化共生社会づくり推進共同宣言
 - 外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章
- 4 国の取組の現状
- 5 多文化共生をめぐる現状と課題
- 6 協働ロードマップ
- 7 外国人県民あいち会議(2012 年度)まとめ
- 8 外国人県民意識調査
- 9 県政モニターアンケート(2011 年度第 5 回)調査
- 10 在留資格一覧
- 11 新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議等
- 12 策定経過

1 「新あいち多文化共生推進プラン」策定までの経緯

(1) 外国人県民の増加と定住化の進展～「あいち多文化共生推進プラン」策定

1980年代、日本企業の海外での経済的影響力の増大や円高などの要因を背景に、日本国内では、近隣アジア諸国から出稼ぎ労働者が急速に増加しました。1980年代末になると、好景気で深刻な人手不足となり、外国人労働力全般に対する需要が高まりました。こうした外国人の雇用拡大を受けて、1989年に入管法が改正されました。

この改正により、在留資格の中に、主に日系人が対象となる「定住者」資格ができました。この資格は、一定の在留期間は定められているものの、日本国内での活動が自由であることから、就労を目的として、多くの日系人が来日してきました。戦前から、日本人はブラジルなどの南米に多く移民していたことから、特に、モノづくりの盛んな愛知県では、ブラジル人を始めとした南米出身者が急速に増えていきました。

そこで、愛知県では、2003(平成15)年3月に策定した「愛知県国際化推進プラン」において、「外国籍県民とともに生きる地域社会づくり」を目標の一つに掲げ、外国人を「ゲスト」としてではなく、ともに暮らし地域をつくっていく「生活者」と位置づけ、様々な施策を展開してきました。

その後も、アジア出身者を中心とした研修・技能実習生制度や経済連携協定(EPA)の推進により、外国人の増加傾向は続いていくと予想される一方で、在住外国人の中には、滞在が長期化し家族を呼び寄せるなど定住化が進みつつあり、日本で生まれ育ち仕事に就く外国人も増えることが予想されました。

また、外国籍県民の増加と定住化の進展とともに、彼らを取り巻く環境は複雑かつ多様化し、従来にも増した取組や対応が求められるとともに、今後、外国人労働者の更なる受入れ拡大が見込まれ、多文化共生の推進はより重要な課題となりました。

そのため、2006(平成18)年度に外部有識者による「愛知県多文化共生社会づくり推進会議」を設置し、施策の方向性などについて検討を行い、2007年3月に報告書をいただきました。報告書では、多文化共生推進の具体策、多文化共生に関する計画に基づいた体系的な施策展開の必要性が提言されたことから、2008年3月に、「あいち多文化共生推進プラン」(以下、「前プラン」という。)を策定しました。

(2) 外国人県民の多様化と永住化～前プラン策定後の変化

外国人人口は、入管法改正前の1985年(昭和60年)には61,568人でしたが、前プランを策定した2008年には228,432人にまで増えました。

しかし、同年9月に、アメリカ合衆国の投資銀行の破綻が引き金となって起きた世界同時不況、いわゆる「リーマン・ショック」によって、製造業を中心に雇用環境が悪化したことから、翌年の2009年以降、ブラジル人を中心に外国人人口が減少しました。さらに、2011年3月11日に起きた東日本大震災の影響もあり、本県の2011年12月末現在の外国人人口は200,696人となりました。

一方、在留資格は、一定の在留期間が定められている「定住者」資格から、在留期間に制限のない「永住者」資格への切り替えが進んできています。リーマン・ショックや東日本大震災を経験してもなお、日本に残っている外国人は、今後も日本で暮らしていこうという永住志向が強いと考えられ、こうした傾向は今後も続いていくと予想されます。永住化に伴い、家族の呼び寄せなどによって日本語のわからない子どもたちや日本で育った第二世代が増えるなど、多様な背景をもった外国人県民がますます増えていくとともに、高齢者や障害者など、多様な境遇にある外国人県民が増えていくことも予想されます。

また、リーマン・ショックなどを経て、ブラジル人が減った反面、アジア出身者が増えてきており、国籍は多様化してきています。国際結婚や研修・技能実習生制度などにより、集住地域だけでなく、その他の地域においても外国人は散在しており、居住地の面でも多様化してきています。

本県では、前プランに基づき、プレスクールの普及促進を始めとする子どもたちへの学習支援や多文化ソーシャルワーカーの養成・活用を始めとする大人への生活支援などを行ってきましたが、2011年3月に行われた有識者による中間評価では、ほぼ目標どおりに進んでおり、一定の成果が認められると評価されました。

しかし、今後も、多文化ソーシャルワーカーの活用や日本語学習支援基金の重要性が増してくるとともに、防災・防犯などの安心・安全に関わる分野や生命・健康に関わる分野での施策を早急に進める必要があるとの指摘も受けており、引き続き、これまでの取り組みを進めるとともに、新たな課題に対する取り組みも求められています。また、県内では多文化共生推進の核となる人材が育ってきているので、市町村、外国人県民、NPO、自治会、企業、学識者など、この地域全体の多文化共生社会づくりに関わる団体・個人のネットワーク化を進めていく必要があるとの指摘もあります。

一方、国においては、日系定住外国人に対する施策を推進するための部署が設置されました。また、国としての基本的な考え方や方向性を示すとともに、これを具体化した行動計画が策定されました。さらに、2012年7月からは、住民基本台帳法の改正施行により、外国人も日本人と同じように、住民基本台帳に登録されるようになりました。

2 愛知県における外国人の状況

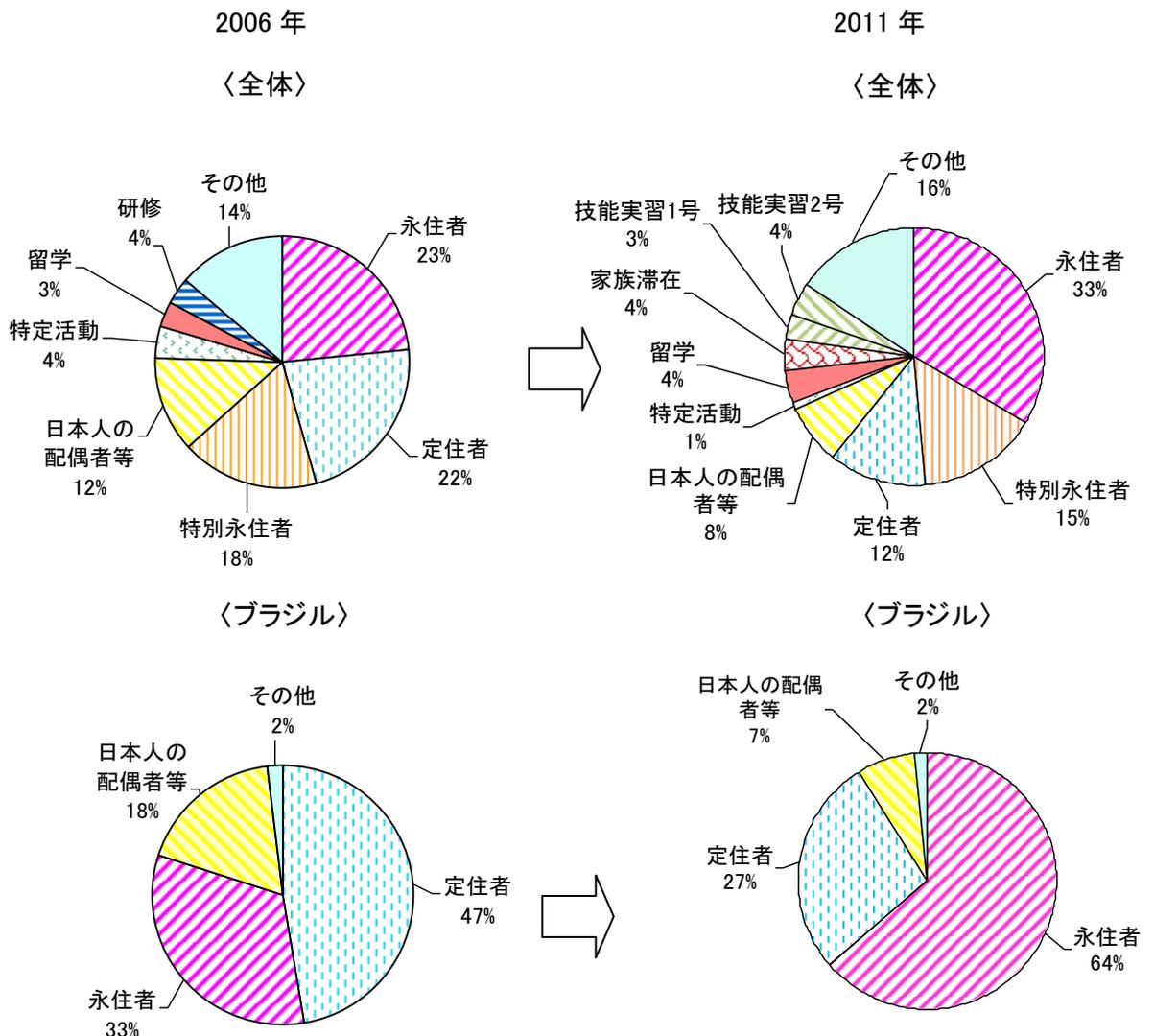
(1) 外国人登録者数上位5都府県の状況

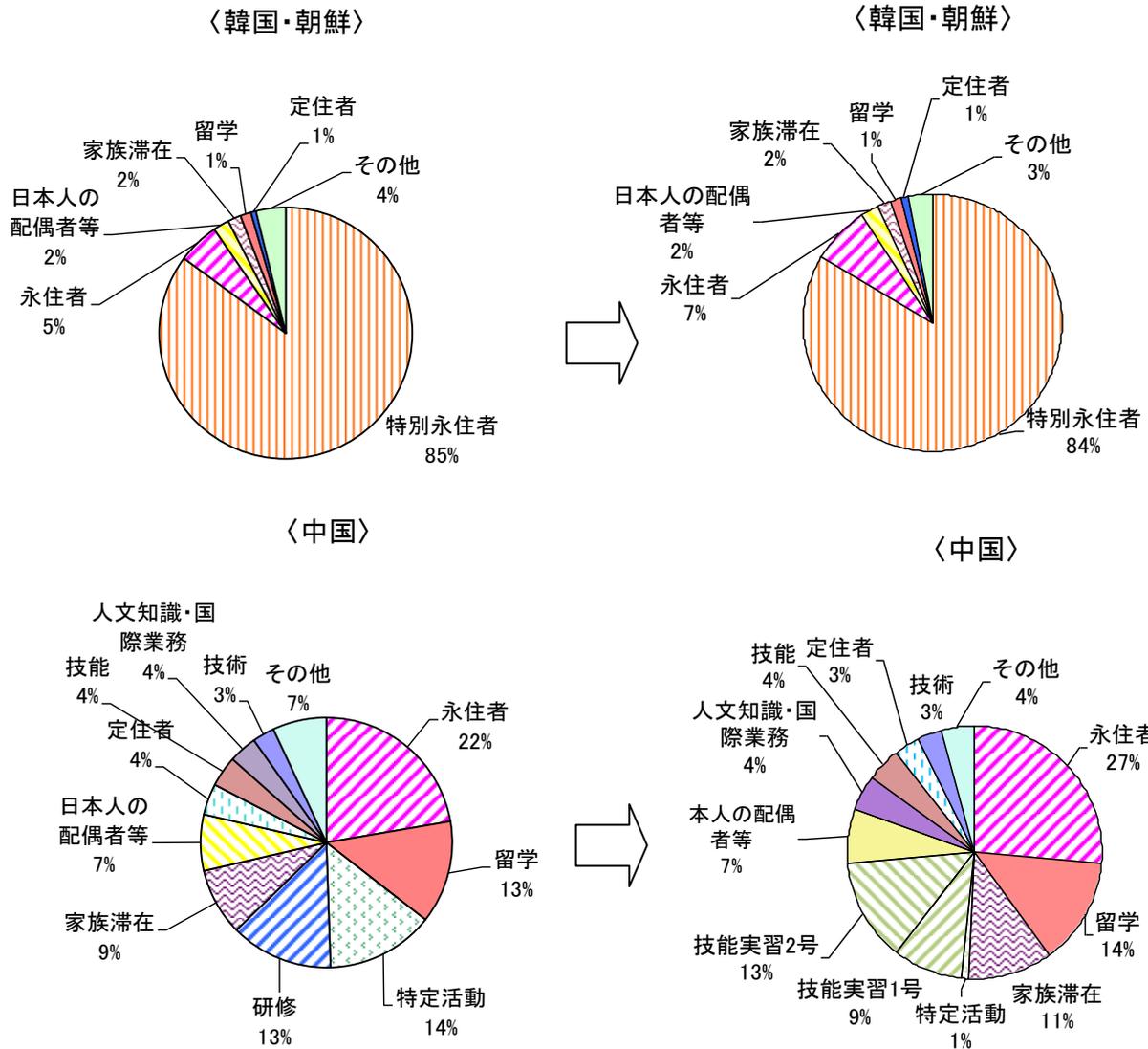
都府県名	平成18年12月末現在			平成23年12月末現在		
	順位	外国人登録者数	人口に占める割合	順位	外国人登録者数	人口に占める割合
東京都	1	364,712人	2.88%	1	405,692人	3.07%
大阪府	2	212,528人	2.41%	2	206,324人	2.33%
愛知県	3	208,514人	2.85%	3	200,696人	2.71%
神奈川県	4	156,992人	1.78%	4	166,154人	1.83%
埼玉県	5	108,739人	1.54%	5	119,727人	1.66%
全国計		2,084,919人	1.63%		2,078,508人	1.63%

(資料) 法務省「在留外国人統計」(以下、(4)の表・グラフまで同じ)

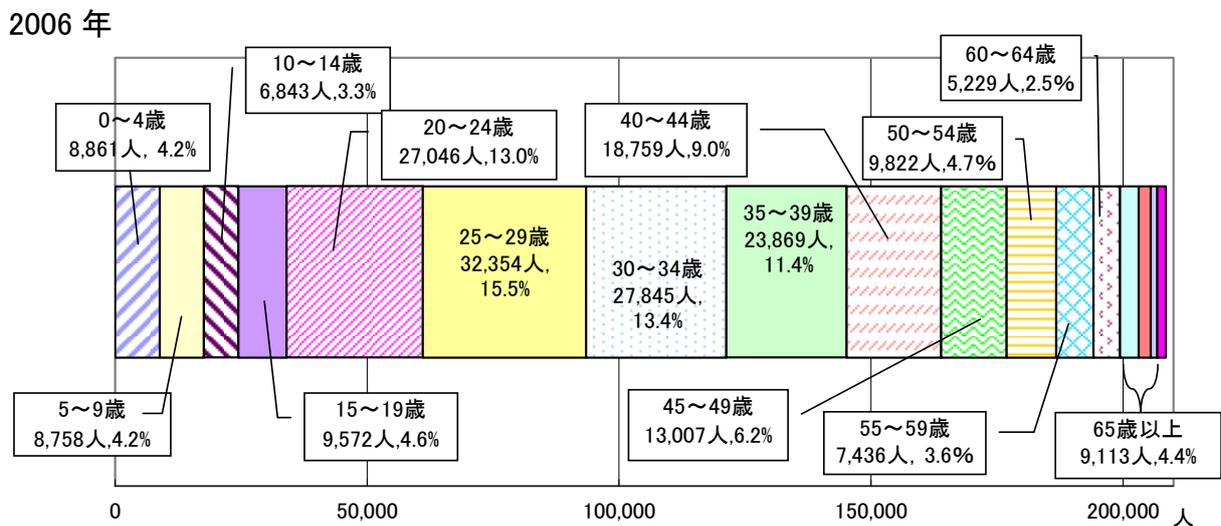
(2) 愛知県における外国人登録者の国籍別在留資格別の状況

(2006年12月末→2011年12月末)

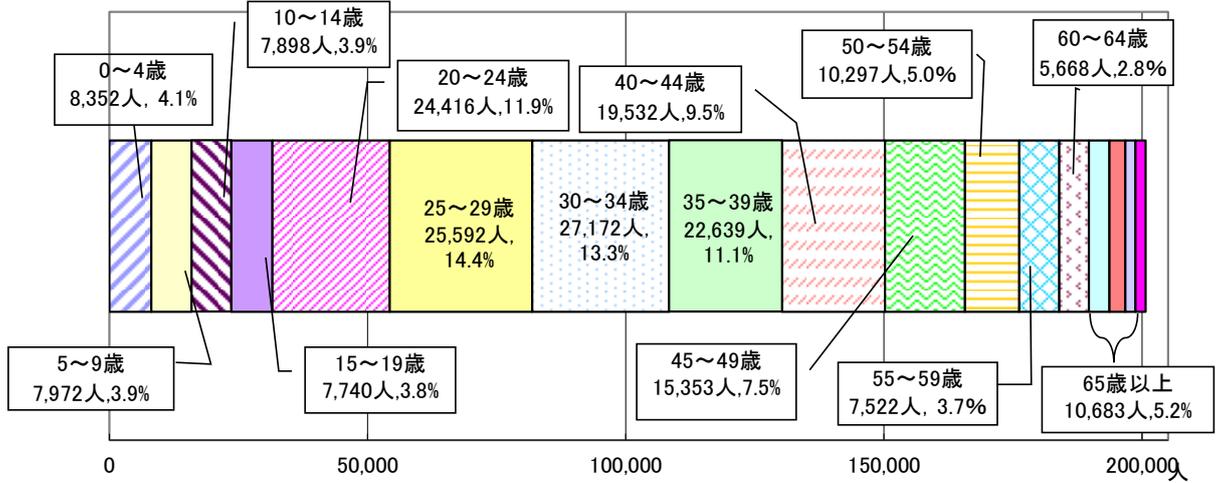




(3) 愛知県の年代別外国人登録者数(2006年12月末→2011年12月末)



2011年



(4) 愛知県の年代別国籍別外国人登録者数(2006年12月末→2011年12月末)



(5)市町村の状況(2006年12月末→2011年12月末)

2006年

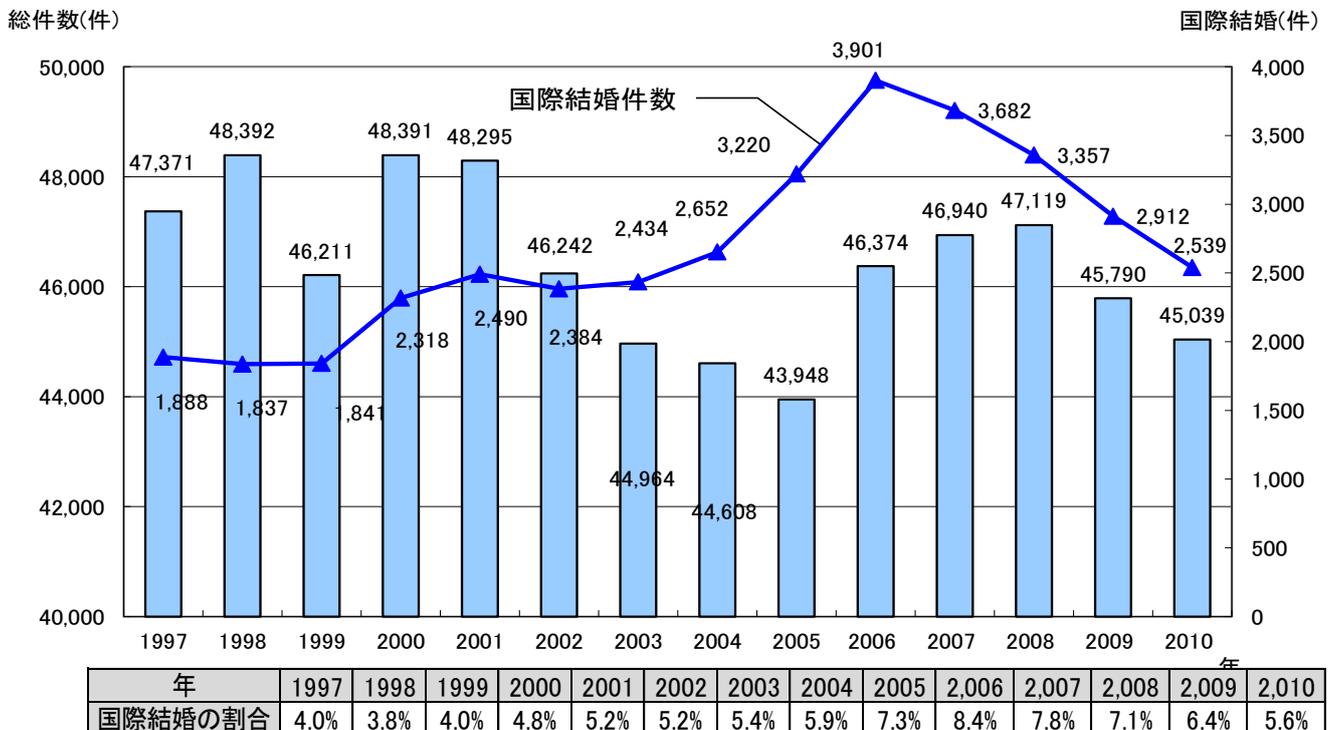
順位	市名	外国人登録者数	県全体に占める割合	市人口に占める割合	国籍別内訳						
					中国	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	その他
1	名古屋市	61,585	29.5%	2.7%	21,676	17,335	6,130	6,563	871	1,360	7,650
					35%	28%	10%	11%	1%	2%	12%
2	豊橋市	19,504	9.4%	5.1%	1,962	1,281	12,553	1,437	1,013	68	1,190
					10%	7%	64%	7%	5%	0%	6%
3	豊田市	15,420	7.4%	3.7%	1,694	2,133	7,743	985	776	55	2,034
					11%	14%	50%	6%	5%	0%	13%
4	岡崎市	11,206	5.4%	3.0%	1,894	1,375	5,641	1,125	176	92	903
					17%	12%	50%	10%	2%	1%	8%
5	小牧市	8,778	4.2%	5.9%	648	962	4,727	665	845	24	907
					7%	11%	54%	8%	10%	0%	10%

2011年

順位	市名	外国人登録者数	県全体に占める割合	市人口に占める割合	国籍別内訳						
					中国	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	その他
1	名古屋市	66,883	33.2%	3.0%	23,630	19,313	4,589	7,563	862	1,512	9,414
					35%	29%	7%	11%	1%	2%	14%
2	豊橋市	15,743	7.8%	4.2%	1,636	1,671	8,382	1,967	833	63	1,191
					10%	11%	53%	12%	5%	0%	8%
3	豊田市	14,132	7.0%	3.4%	2,946	1,426	6,092	1,254	700	48	1,666
					21%	10%	43%	9%	5%	0%	12%
4	岡崎市	9,968	5.0%	2.7%	1,837	1,591	3,951	1,529	161	82	817
					18%	16%	40%	15%	2%	1%	8%
5	小牧市	7,800	3.9%	5.3%	1,008	537	3,467	893	854	19	1,022
					13%	7%	44%	11%	11%	0%	13%

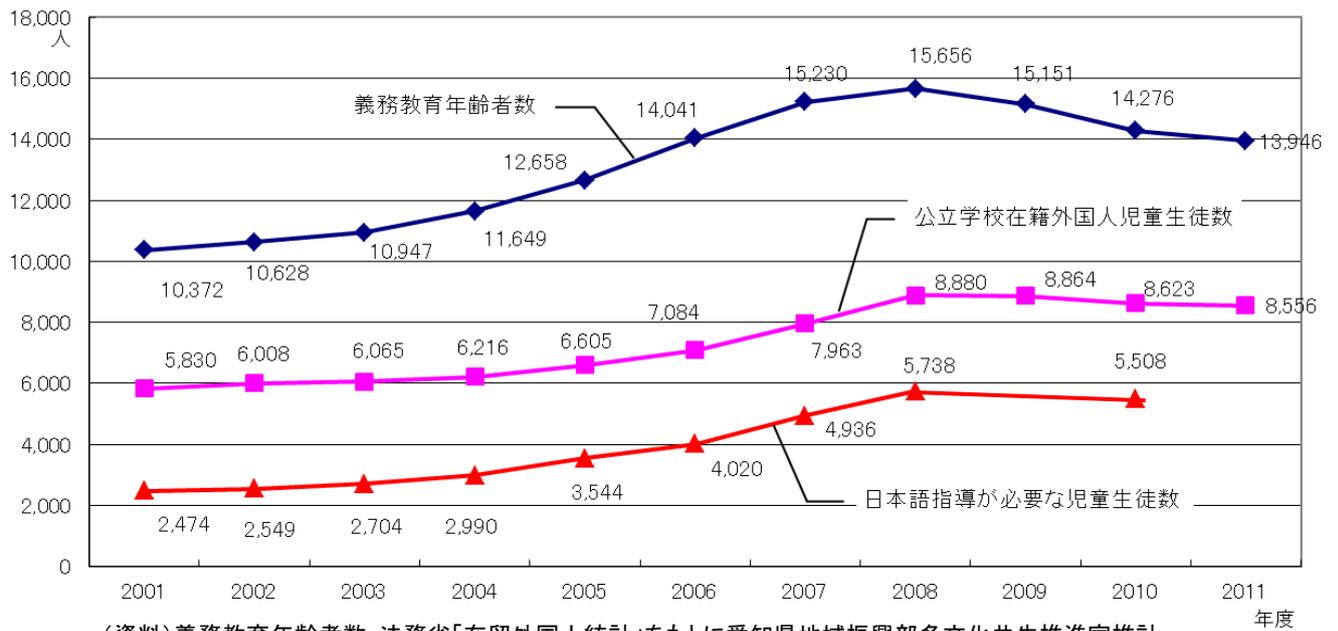
(資料) 愛知県地域振興部多文化共生推進室調べ

(6)愛知県における婚姻件数の推移



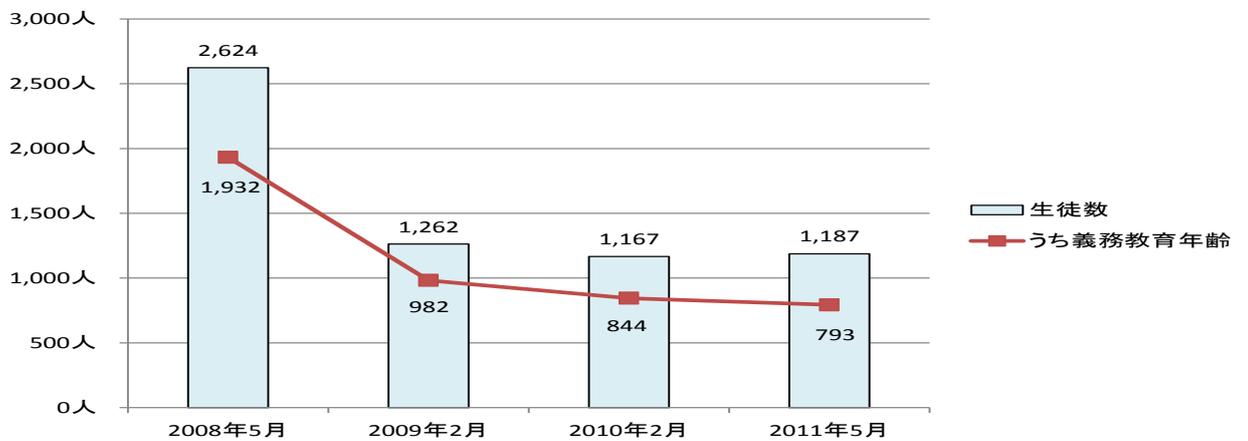
(資料) 厚生労働省「人口動態調査」

(7) 愛知県における外国人児童生徒の状況



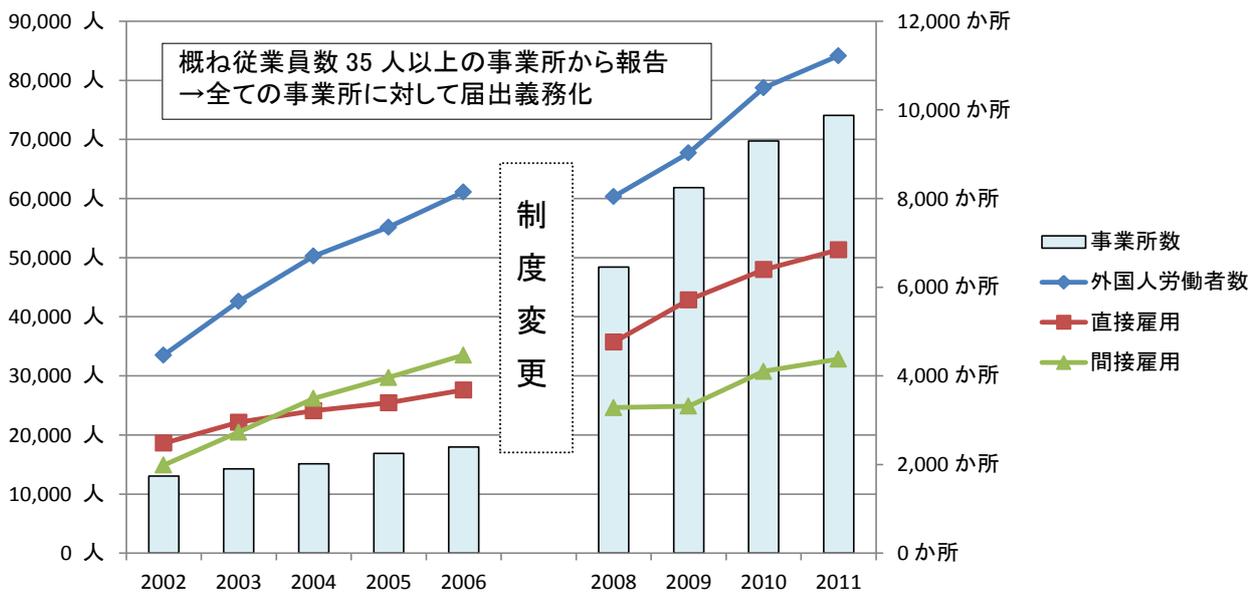
(資料)義務教育年齢者数:法務省「在留外国人統計」をもとに愛知県地域振興部多文化共生推進室推計
 公立学校在籍外国人児童生徒数:文部科学省「学校基本調査」
 日本語指導が必要な児童生徒数:文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査(2008年度からは隔年)」

(8) 愛知県におけるブラジル人学校の在籍児童数の推移



(資料) 愛知県地域振興部多文化共生推進室「愛知県内のブラジル人学校に対する調査」

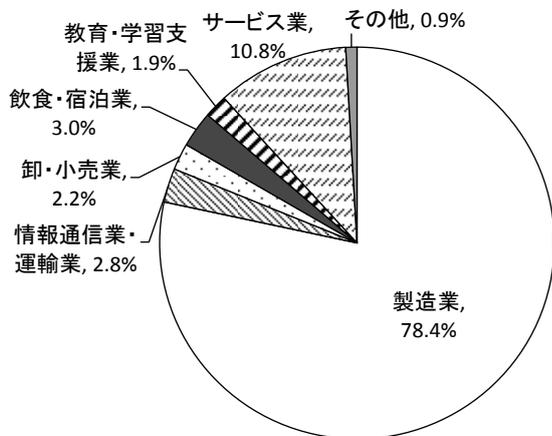
(9) 愛知県における外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



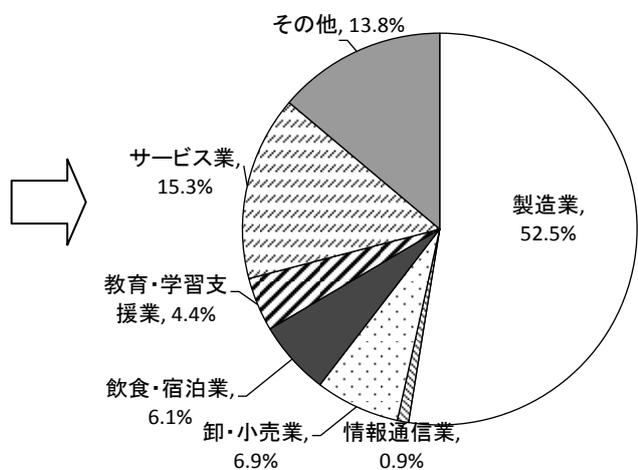
(資料) 愛知労働局「外国人雇用状況報告」「外国人雇用状況の届出状況」((10)のグラフも同じ)

(10) 愛知県における産業分類別外国人労働者数 (2006年6月→2011年10月)

2006年

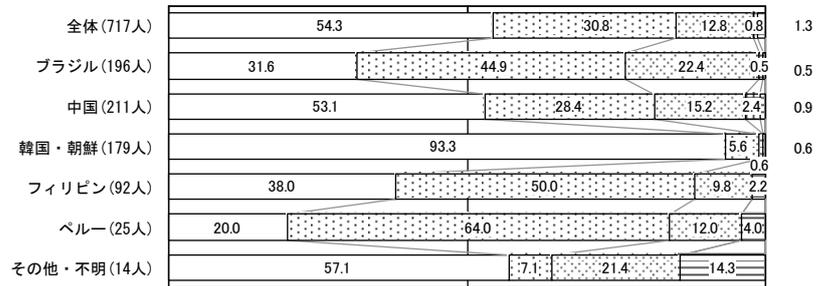


2011年

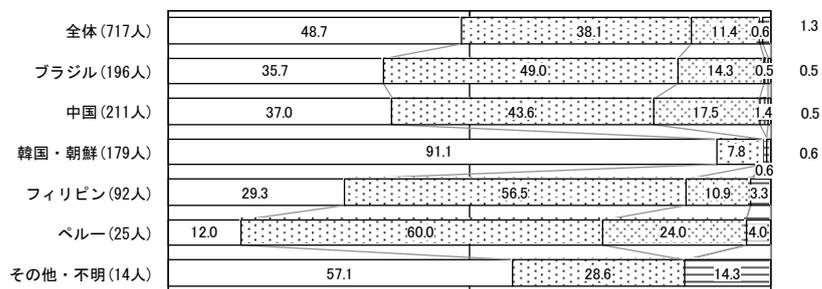


(11) 国籍別日本語能力

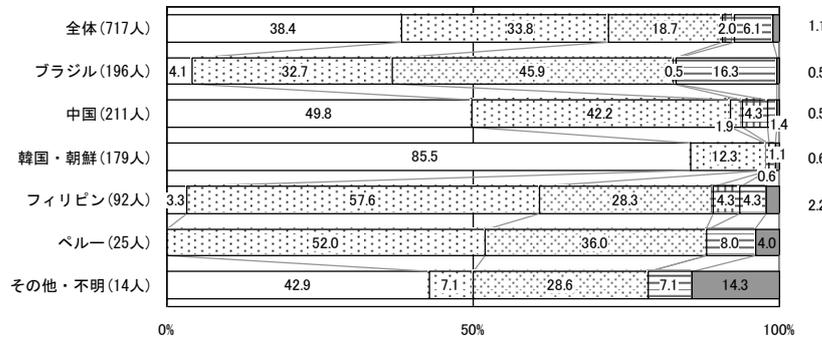
聞く □ 日本人と同程度 (ほとんど不自由していない) □ ゆっくりならわかる □ 単語がわかる □ まったく、わからない □ 無回答



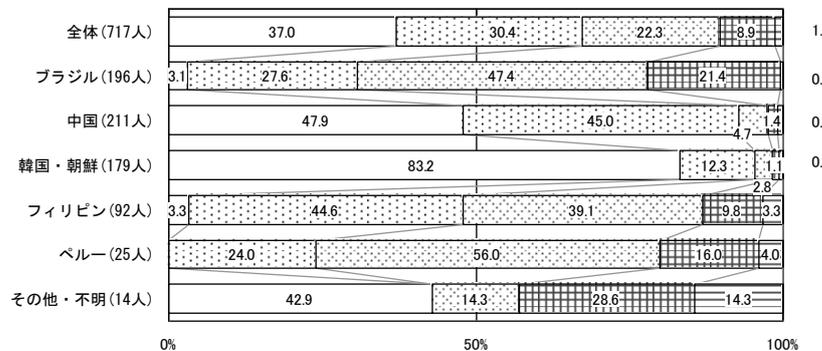
話す □ 日本人と同程度 (ほとんど不自由していない) □ 日常会話ができる □ 単語が言える □ まったく、話せない □ 無回答



読む □ 日本人と同程度 (ほとんど不自由していない) □ 簡単な漢字・ひらがな・カタカナが読める □ ひらがな・カタカナが読める □ 漢字だけ、読める □ まったく、読めない □ 無回答



書く □ 日本人と同程度 (ほとんど不自由していない) □ 簡単な漢字・ひらがな・カタカナが書ける □ ひらがな・カタカナが書ける □ まったく、書けない □ 無回答



(資料) 愛知県の多文化共生に関する県民意識調査 (2010年3月)

3 愛知県のこれまでの取組

本県では、1990年代以降の外国人県民の増加に対して、多言語による相談事業や生活情報の提供、日本語学習支援などの事業に、(公財)愛知県国際交流協会が中心となって取り組んできました。

2003年3月に策定した「愛知県国際化推進プラン」(計画期間:2003~2007年度)では、「外国籍県民とともに生きる地域社会づくり」を目標の一つに位置づけ、外国人県民を「生活者」として、ともに地域社会をつくっていく一員であるという視点から、様々な施策を推進してきました。

しかし、外国人の増加と定住化の進展とともに、従来にも増した取組や対応が求められ、多文化共生社会の推進はより重要な課題となりました。このため、同プランの計画期間満了に伴い、2008年3月に策定された「あいちグローバルプラン」の一分野「多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり」を基本目標として、県の姿勢や役割をより明確にするため、別途「あいち多文化共生推進プラン」として策定することとしました。

このプランでは、多文化共生社会の形成を目指すために、「多文化共生の意識づくり」、「誰もが参加できる地域づくり」、「外国人県民も暮らしやすい地域づくり」の3つの行動目標の基に、本県の基本的な考え方や役割を明確にし、本県と(公財)愛知県国際交流協会が実施する推進施策を具体的かつ体系的に掲げる中期行動計画として策定しました。

以下、「愛知県国際化推進プラン」策定から現在に至るまでに展開した施策を中心に、愛知県や(公財)愛知県国際交流協会の取組を整理します。

① 子どもの教育の充実

○ 公立小中学校では、1992(平成4)年度から日本語教育適応学級担当教員の加配やポルトガル語の語学相談員の派遣を行い、日本語の指導などを行ってきました。なお、日本語指導が必要な児童生徒の増加に対応して、順次配置基準と配置数の増を実施してきましたが、2007年度には、更に配置基準を改善するとともに、スペイン語の語学相談員の派遣を開始しました。

また、高等学校では、2002年度から外国人生徒教育支援員を配置し学習活動の支援を行う一方、中国帰国生徒や外国人生徒に配慮した入学者選抜を4校で実施しています。

○ 経営基盤が弱い外国人学校の各種学校化を促すため、従来の基準を緩和した「外国人児童・生徒などを対象とする愛知県私立各種学校設置認可審査基準」¹などを制定し、2006年4月に施行しました。2007年1月に各種学校として認可されたブラジル人学校に対し、2007年度から私立学校経常費補助金を交付したのを始め、その後、認可された3校に対しても補助金を交付しています。

¹ 校地・校舎について一定の条件の下、借用も認める(借用期間10年以上)。開設年度の経常経費の6分の1に相当する程度の資金を保有するなどを内容としています。

- 課外において、日本語学習や教科学習支援を行う「アフタースクール事業」を2005年度からNPOなどに委託して実施していましたが、2008年度には、企業などからの寄付を原資とする「日本語学習支援基金」を創設し、外国人の子どもの日本語学習を支援しています。
- 就学前の児童に対し、公立学校適応指導や初期の日本語指導などを行う「公立学校早期適応プログラム」を、2006年度からモデル的に実施し、その成果を2009年度に「プレスクール実施マニュアル」としてまとめました。2010年度には、緊急雇用創出事業基金により、マニュアルを活用した「多文化初期指導教室」をNPOに委託して実施しました。また、マニュアルの普及に向けて、2010年度から、市町村担当者や実務者を対象にした説明会も開催しています。
- 2011年度には、外国人県民の子どもたちや保護者に進路に関する情報を提供したり、子どもたちを地域で支援している団体に支援の参考となる情報を提供するために、「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」及び「外国につながる子どもたちの進路応援ガイドブック」を作成しました。また、2012年度には、それらを活用した「外国人青少年の夢エスコート塾」をNPOに委託実施して、一人ひとりの能力にあった、きめ細かな学習支援や進路指導などを行うための教室を開催しました。
- 2012年度には、外国人県民が、コミュニティ内で子どもたちに母語や母文化を教えたり、母語による教科指導ができるよう、モデル的に教室を開催しました。また、その成果を踏まえて具体的な実施方法などについて紹介したマニュアルを作成しました。

② 日本語学習や多言語による情報提供の充実

- 日本語学習に関しては、(公財)愛知県国際交流協会が1999(平成11)年度から「プラザにほん語教室」を開催し日本語の学習支援を行っているほか、日本語ボランティアの養成や日本語教室の開設・運営支援を目的とした講座を開催しています。また、日本語ボランティアの活動拠点として、日本語教材の閲覧や日本語教育に関する情報提供などを行う「日本語教育リソースルーム」を2000年度に設置しました。2012年3月現在、1,500冊以上の日本語テキストや外国人児童生徒向け教材などが備えられ、閲覧することができます。
- 緊急雇用創出事業基金を活用して、2009年度及び2010年度に、外国人県民が身近な場所で地域の生活ルールや生活に密着した日本語を学ぶための「多文化共生促進教室」を、2011年度には、その成果を活かして、地域コミュニティへの貢献に向けた実践活動もあわせて行う「多文化共生地域貢献教室」をNPOなどの団体に委託して開催しました。
- 2012年度には、(財)自治体国際化協会の助成金を活用して、「『やさしい日本語』普及啓発事業」を委託実施し、日本語を積み上げて学習してこなかった生活者としての外

国人県民に対して有効な「やさしい日本語」を検討するとともに、「やさしい日本語」に関心を持ってもらい、慣れてもらうためのアプリ等の開発及び手引きの作成を行いました。

③ 様々な担い手の対等な連携・協働の促進

- 外国人県民が生活する上で発生する様々な課題に対応していくためには、幅広い分野との連携・協働が必要であることから、2012年度に、多文化共生分野に加え、福祉、教育、防災、起業支援、情報発信分野のNPOと行政双方の実務者による意見交換・協議を通じて、相互理解の促進と課題意識の共有を図り、中長期的な視点を踏まえて課題解決のための役割分担や協力のあり方を協働ロードマップ²としてまとめました。

④ 外国人県民の施策・企画への参加の促進

- 外国人県民から直接意見を聴き、県の施策に反映させるため、2002年度から「外国籍県民あいち会議」（現在は「外国人県民あいち会議」に改称）を開催しています。教育、労働、医療など毎回テーマを定めて開催しています。また、会議の意義や活動内容について周知するため、2006年度から多言語でニュースレターを作成しています。
- 日本人県民と外国人県民との相互理解や交流を促進するため、2005年度は「外国籍児童生徒交流プロジェクト事業」を、2006年度は「外国籍県民交流推進事業」を、NPOなどに委託実施しました。2007年度は、外国人県民がコミュニティの一員として活躍できる仕組みづくりを促す「社会参画活動育成事業」をNPOなどに委託実施しました。
- さらに、緊急雇用創出事業基金を活用して、2009年度には、「多文化共生実践モデル事業」を委託実施し、日本人と外国人の相互理解や外国人の社会活動への参加の現状などを調査し、多文化共生社会づくりに向けた方策を検討しました。2010年度は、「多文化共生実践支援事業」を委託実施し、モデル支援事業で提案された取組を県内5地域で実践しました。2011年度は、在住外国人の拠り所であり、日本人との交流の窓口ともなっている県内各地の8つの外国人自助組織を対象に、その自立的な活動を促進することを目的として、「多文化共生コミュニティ支援事業」を委託実施しました。

⑤ 多文化共生の担い手の育成

- 2006年度から、行政職員の多文化共生意識の向上や関係市町村間の情報の共有や連携の構築を目的に、県内市町村を対象に「多文化共生関係市町村連携会議」を開催しています。

² ○ページ参照

- 2009年度から、多文化共生の推進に長年貢献し、その業績が顕著な個人、団体などを表彰しています。

⑥ 多文化共生に対する理解の促進

- 2004年11月、愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市で構成される「東海三県一市知事市長会議」で「多文化共生社会づくり推進共同宣言」³を策定し、多文化共生社会の形成をめざして、連携・協働して施策を進めることを宣言しました。
- (公財)愛知県国際交流協会では、2004年度から、「多文化共生理解講座」を実施し(2004年度は県委託事業、2005年度からは自主事業)、多文化共生社会づくりについての理解を促進しています。
- 2009年度からは、「多文化共生フォーラムあいち」を毎年度開催し、講演会や小・中学生による多文化共生作文コンクールの発表などを行っています。

⑦ 人権尊重の意識づくり

- 2001年2月に策定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、県政の各分野において、外国人県民の人権尊重の視点にたった施策を進めています。
- 学校では、国際理解教育の視点も含めて人権教育を実施しています。
- 愛知県女性相談センターには、外国人県民からの相談に対応できるよう通訳を配置しています。

⑧ 相談体制などの充実

- (公財)愛知県国際交流協会では、1991(平成3)年11月に「日系人相談コーナー」を開設(現在は「愛知県多文化共生センター『相談・情報カウンター』」に改称)し、多言語での相談の実施、外国人県民向けの情報提供を行っているほか、弁護士による無料法律相談も実施しています。また、2012年度からは、新しい在留管理制度が実施されることを踏まえ、行政書士による相談会を実施したり、多様化する教育上の諸課題に対応するため、教育相談会を実施しています。
- 外国人県民の定住化の進展に伴い、幅広い問題に対応できる専門的な支援体制が求められていることから、2006年度、全国に先駆けて、多文化ソーシャルワーカーの養成に取り組みました。養成講座の開催にあたっては、有識者などによる「多文化ソーシャルワーカー養成検討委員会」を設置し、カリキュラムを作成しました。2011年度までの5年間で108人を養成するとともに、愛知県多文化共生センターに多文化ソーシャルワーカーを配置しました。多文化共生センターを拠点に、市町村などとも連携・協力しながら、

³ ○ページ参照

外国人県民の支援にあたっています。

⑨ 医療・保健・福祉の充実

- 2003年度から、国民健康保険制度に関する多言語のリーフレットを作成しています。また2004年度に、「救急医療情報システム」の運用を開始し、インターネットやFAXで、外国語対応可能な医療機関についての情報提供を行っています。そのほか、外国人救急患者医療費未収金に対する補助を実施しています。
- 外国人県民が安心して医療機関などを受診できるよう、2010年度に、医療関係団体などと一緒に、医療通訳派遣や電話通訳を利用できる「あいち医療通訳システム」の検討を始めました。2011年度には、緊急雇用創出事業基金を活用して、システムの試行的運用を行うとともに、医療関係団体、大学、県と県内全市町村で「あいち医療通訳システム推進協議会」を共同で設立しました。2012年度からは、あいち医療通訳システム推進協議会が主体となって、システムの本格実施をしています。
- 2011年度に、緊急雇用創出事業基金を活用して、医療機関などにおいて、外国人患者を円滑に受け入れられるよう、「医療機関等外国人対応マニュアル」を作成し、外国人患者を受け入れるに当たっての留意事項を掲載するとともに、外国人患者に知ってほしい受診上の注意点や説明資料を6か国語で作成しました。

⑩ 労働環境の改善

- 1990年度から、外国人労働者に対して、日本での就業に必要な基礎知識に関する情報を提供しています。また、不法就労が適正な労働環境を妨げる原因の一つとなっていることから、不法滞在者などの取締りと合わせ、不法就労防止の広報、啓発活動を推進しています。
- 2008年1月に、労働関係法令の遵守、外国人労働者の日本語習得、地域社会へ参加する機会の確保など生活面にも配慮した取組を促す「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」⁴を策定しました。また、セミナーなどを通じて、その普及に努めています。

⑪ 居住環境の改善

- 外国人県民が多数居住する県営住宅では外国語を併記した募集案内パンフレットの配布やポルトガル語による入居説明会を実施し、外国人県民の利便性を図っています。
- 2005年度に「外国人共生支援住宅団地モデル事業」をNPOなどに委託し、日本人県民と外国人県民が共生できる住環境をつくるための具体的な実践を図りました。また、2007年度には、共同住宅のルールや生活習慣などについて説明した多言語のDVD

⁴ ○ページ参照

や子ども向けの絵本をNPOに委託して作成する「外国人県営住宅共生支援事業」を実施しました。

- 2008年度に、外国人、高齢者、障害者、子育て世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)に関する登録制度を整備し、円滑な入居を支援しています。

⑫ 防災・防犯対策などの充実

- 2008年度に、「防災・減災お役立ちガイド」を作成し、多言語により、防災に関する様々な情報を提供しています。また、(公財)愛知県国際交流協会では、地元大学と連携して2006年度に「多言語情報翻訳システム」を開発し、防災時の翻訳文章の作成について支援しています。
- 非行防止教室などの開催のほか、外国語メディアを通じて、安全・安心に関する情報を提供しています。また、外国人向け交通安全ウェブページを作成し、交通安全情報を提供するとともに、ビデオの貸し出しを行っています。
- 2004～2005年度にわたり、母国語で交通安全に関する情報を発信できるセーフティサポーター(交通安全支援者)を80人養成しました。そのほか、交通安全ビデオや交通ルールなどを紹介した冊子を、5か国語で作成しました。

⑬ 組織づくり

- 2006年4月、多文化共生の推進を所管する専門の部署である「多文化共生推進室」を地域振興部国際課内に設置しました。
- 2007年4月、外国人県民への各種支援事業や日本人県民への啓発活動の拠点として、(公財)愛知県国際交流協会に「愛知県多文化共生センター」を設置しました。多文化ソーシャルワーカーによる専門性の高い外国人支援業務やソーシャルワーカー養成講座の実施、多文化共生に関する普及・啓発活動を実施しています。

⑭ 広域連携

- 愛知県の提案により、2004年3月、日系ブラジル人が多数居住する県(愛知県・群馬県・岐阜県・静岡県・三重県(2007年度に長野県、2008年度に滋賀県が加入))と名古屋市が協力して「多文化共生推進協議会」を設置しました(愛知県が事務局)。情報の共有を図りながら広域的な施策展開をして課題解決に取り組むとともに、国への要望活動を行っています。
- また、2012年度から3年間、JICAの草の根技術協力事業により、「サンパウロ州におけるデカセギ帰国者及びその子弟支援のための心理専門職等による支援体制の構築」のため、研修生を受け入れています。

多文化共生社会づくり推進共同宣言

東海地域においては、近年、南米地域からの就労を主目的とした日系人を始めとする在住外国人が急激に増加している。また、少子高齢化により労働力人口が減少していく中、近い将来、アジアを中心としてこれまで以上に在住外国人の増加が予想されている。

こうした在住外国人は、地域の経済活動を支える大きな力となっている一方、その長期定住化と集住化が進むにつれて、言語、文化の違い、制度の不備等から、労働、医療、教育、社会保障等の面で様々な課題も顕在化してきている。在住外国人が国籍を問わず、個人として尊重され基本的な人間生活を営むためには、こうした問題は早急に解決が図られるべきものである。さらに在住外国人が、その能力を十分発揮でき、日本人とともに地域社会の一員として地域づくりに積極的に参加する環境づくりが進むことで、海外からより多くの優れた人材を引き寄せ得る創造的で活力に満ちた魅力ある地域となることを期待できる。

このため、在住外国人と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）の実現をめざして、住民、NPO、企業、他の自治体等の協力を得ながら連携・協働して施策を進めることを、ここに宣言する。

平成16年11月8日

岐阜県知事

板原 拓

愛知県知事

神田 正幹

三重県知事

望月 昭彦

名古屋市長

松原 武久

外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

東海三県一市は、平成16年11月に、在住外国人と日本人住民が互いの文化や考え方を理解し、尊重するとともに安心して快適に暮らすことのできる地域社会(多文化共生社会)の実現をめざした共同宣言を行い、その実現のために、住民、NPO、企業、他の自治体など多様な主体と連携・協働して、外国人住民の生活支援などの取組を進めてきた。

しかしながら、現在日本で暮らす外国人労働者及びその家族は、言語や文化の違い、受入体制の遅れなどから、労働、居住、医療、福祉、教育などの面で様々な課題を抱え、地域社会との間で軋轢・摩擦も生じている。

こうした外国人労働者を取り巻く課題解決のためには、経済団体、企業等と行政の連携、協力が必要不可欠である。

今般、東海三県一市と下記の地元経済団体は協力して、この地域の経済を支える外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための呼びかけを行うこととし、その趣旨を憲章としてとりまとめた。

多くの企業が、この憲章の精神を尊重して、関係法令を遵守するとともに、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動することを期待したい。

平成20年 1月 21日

岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市

〔協力団体〕

社団法人中部経済連合会

岐阜県商工会議所連合会 愛知県商工会議所連合会 三重県商工会議所連合会

岐阜県商工会連合会 愛知県商工会連合会 三重県商工会連合会

社団法人岐阜県経営者協会 愛知県経営者協会 三重県経営者協会

岐阜県中小企業団体中央会 愛知県中小企業団体中央会 三重県中小企業団体中央会

— 憲章 —

外国人労働者は日本社会のルールを十分理解するよう努めることとし、企業は彼らの多様性にも配慮しながら、安全で働きやすい職場環境の確保をはじめとする以下の諸項目に自主的に取り組むこととする。

1. 外国人労働者の日本社会への適応促進を図るため、彼らに対して日本語教育及び日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供するよう努める。
2. 外国人労働者及びその家族が地域の住民と共生できるよう、彼らの地域社会参画の機会の確保に努める。
3. 外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える存在となることを考慮し、子どもの社会的自立を図るため、外国人労働者が保護者としての責任を果たすことができるよう努める。
4. 外国人労働者が日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受できるように、彼らを雇用する場合、労働関係法令等の遵守に努める。
5. 法令遵守の観点を取り入れながら調達先・取引先を選定するよう努める。
6. 本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業及び取引先に周知するよう努める。

4 国の取組の現状

2008年秋以降の経済危機に伴う厳しい雇用情勢を踏まえ、日系定住外国人（「定住者」「日本人の配偶者等」などの在留資格で入国・在留する日系人及びその家族）に対する施策を推進するための「定住外国人施策推進室」が、内閣府に2009年1月に設置され、緊急の対策として「定住外国人支援に関する当面の対策について」が取りまとめられました。

2009年4月には、省庁横断組織である「定住外国人施策推進会議」により、「定住外国人支援に関する対策の推進について」が取りまとめられ、これに基づき、「定住外国人の子どもの就学支援事業」（文部科学省）、「日系人就労準備研修事業」（厚生労働省）、「日系人離職者帰国支援事業」（厚生労働省）、「定住外国人施策ポータルサイトの開設」（内閣府）など、各府省庁が定住外国人に対する支援を充実させていくことになりました。

2010年8月には、「日系定住外国人施策に関する基本指針」が策定され、基本的な考え方として、「日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことが示されました。

その中で、今後取り組み、検討する施策の分野として、①日本語で生活できるために ②子どもを大切に育てていくために ③安定して働くために ④社会の中で困ったときのために ⑤お互いの文化を尊重するために の5つが挙げられました。

基本指針に掲げた施策を具体化するために、2011年3月に「日系定住外国人施策に関する行動計画」が策定され、これに基づき、各府省庁では施策を実施しています。計画の概要と主な実施状況については、以下のとおりです。

① 日本語で生活できるために必要な施策

- 日本語教育の標準的カリキュラム案及び教材例のデータベース化・周知、各種コンテンツの共有化【文部科学省】
 - ▶ 2012年3月に、インターネットを通じて日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベースの提供を開始しました。
- 「日本語教育推進会議」及び「日本語教育関係府省連絡会議」の開催【文部科学省】
 - ▶ 2011年11月に、各府省の取組についての現状把握や情報交換を行う日本語教育関係府省連絡会議を開催しました。
 - ▶ 2012年1月及び3月に、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う日本語教育推進会議を開催しました。
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施【文部科学省】
 - ▶ 2007年度から、日本語教室の設置運営、日本語指導者養成、ボランティア研修等への支援を行っています。
- 「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版等の配布等【文部科学省】

- 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進方策の検討【内閣府、文部科学省、外務省、各府省】

② 子どもを大切に育てていくための施策

- 外国人児童生徒の教育充実のための具体策【文部科学省】
 - 日本語指導担当教員等のための研修マニュアルや学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発を行っています(2010年度～2012年度)。
 - 日本語指導等に関して、「外国人児童生徒受入れの手引き」を作成・配布したほか、地域の実践事例の情報検索サイト「かすたねっと」を2011年3月に公開しました。
 - 日本語能力に配慮した指導を行うための教育課程編成の検討を行うとともに、指導法や教材の先進事例の情報提供等にも努めています。
- 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(国庫補助事業)の実施【文部科学省】
 - 初期指導教室(プレクラス)の実施、日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う支援員の配置等により、公立学校への受入体制の整備を支援しています。
- 日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに、その配置の改善を検討【文部科学省】
- 認可手続マニュアルの周知による外国人学校の各種学校・準学校法人化の促進【文部科学省】
- 外国人の子どもに配慮した中学校卒業程度認定試験の実施【文部科学省】
 - 振り仮名付きの問題冊子の使用や科目の免除に関して、2011年8月に省令改正がされ、同年11月の試験から対応を始めました。
- 在留期間更新等の際の就学促進のためのリーフレットの配布【法務省、文部科学省】
 - 子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新許可等の処分時に満6歳から満15歳の学齢にある者に対し、就学に関するリーフレットを2011年3月から配布を始めました。
- 「虹の架け橋教室」事業の実施等【文部科学省】
 - 不就学の子どもの公立学校への円滑な転入を促進するため、2009年度から、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための教室を委託実施しています。

③ 安定して働くための施策

- 「日系人就労準備研修」の実施、日本語能力等に配慮した職業訓練の実施【厚生労働省】
 - 日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした就労準備研修を実施しています。

▶定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練については、茨城県、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県の6県で実施しています。

○多言語での就職相談の実施【厚生労働省】

▶スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを増やしています。

▶地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を13か所開設しています（愛知県では豊田市と小牧市で開設←愛知労働局）。

▶ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを3か所（浜松、刈谷、豊田）で開設しています。

○事業主に対する指導の実施、企業の役割についての検討【内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

○就労の適正化のための取組【厚生労働省】

④ 社会の中で困ったときのための施策

○国の制度に関する情報（教育、年金、母子保健等）の多言語化の推進【内閣府、文部科学省、厚生労働省、警察庁、外務省、国税庁】

▶定住外国人施策ポータルサイト（日本語・英語・ポルトガル語・スペイン語）において、国の統一的な制度等に関する情報を提供するとともに、NPO等の支援者向け情報も掲載されています。

▶日本中どこでも発生しうる風水害や地震に関して、外国人向けにわかりやすく説明したコンテンツが、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語で、消防庁ホームページ上に掲載されています。

○公的賃貸住宅等の活用、民間賃貸住宅への入居支援【国土交通省】

○防災対策【総務省】、防犯・交通安全対策【警察庁】

○外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成の推進【外務省、内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省、各省庁】

○社会保険、国民健康保険の加入促進等【厚生労働省】

⑤ その他

○地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進【総務省】

○日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての周知等【内閣府、各省庁】

○在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携の強化【内閣府、各省庁】

5 多文化共生をめぐる現状と課題

施策目標 I 誰もが参加する地域づくり

施策の方向① 子どもの教育の充実

- 外国人には子どもを就学させる義務はありませんが、国は、公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合には無償で受入れ、授業料の不徴収や教科書の無償給与、就学援助を含め、日本人と同様に教育を受ける機会を保障することとしています。しかし、不就学の子どもが存在などに象徴されるように、教育を受ける機会が保障されているとはいえない実態があります。国において、外国人の子どもの教育に関する基本方針の早期策定が求められます。
- 現在、愛知県の公立小中学校には外国人児童生徒が多数在籍しています。そのうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒の多くは、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語を母語としており、日本語がほとんど、あるいはまったくわからない児童生徒が多数います。
- 公立小中学校では、日本語教育適応学級担当教員とポルトガル語やスペイン語と日本語の両方に堪能な語学相談員を活用するなどして、日本語指導が必要な子どもに対する語学指導や日本の学校生活への適応指導を行っています。また、市町村の中には、外国人児童生徒の母語/母国語を解する指導員を独自に配置しているところもあります。県立高等学校では、生徒の母語/母国語に堪能な外国人生徒サポーターを配置し、学習活動や学校生活などの支援を行っています。
- 高等学校・大学への進学を希望する外国人児童生徒もいますが、日本の教育制度に関する情報が届きにくいことや、進学には一定の日本語能力や学力が要求されることなどから、日本人の子どもと比べると進学するのは、難しい状況にあります。就職に際しても、学歴や日本語能力の点から、やりがいを感じる仕事に就くことは難しくなっています。早いうちから、子どもたちや保護者に、進学や就職に関する情報提供などを行い、子ども一人ひとりの状況に合わせた働きかけが必要です。
- 日本の中学校の卒業資格をもっていない生徒または外国で学校教育における9年の課程を修了していない生徒が、日本の高等学校への入学資格を得るには、年1回実施される中学校卒業程度認定試験に合格するか夜間中学を卒業しなければなりません。中学校卒業程度認定試験は、2011年度から、試験科目の免除やふりがな付き試験問題での受験ができるようになりましたが、合格するのは難しい状況にあります。
- 公立学校、外国人学校のどちらにも在籍しない不就学の子どもが少なからずおり、その実態も正確に把握できていない状況です。また、学校に通っていても、授業についていけない子どももいます。こうした子どもたちは、犯罪に巻き込まれる危険性が高くなるほ

か、日本で夢や希望を持って生活していくことが難しくなるため、早急に解消しなければならない問題です。また、こうした子どもたちに対する学習支援は、地域のボランティアに支えられている状況ですが、ボランティアベースでは継続が難しい状況にあります。

- 学校教育における学習だけではなく、放課後の時間なども有効に活用して、日本語学習や教科学習に取り組むことが効果的です。外国人県民の問題は、彼らが暮らす地域全体の課題であり、行政、企業、NPOなどが協力して対応する必要があります。
- 幼児期の外国人県民の子どもは、日本の保育所や幼稚園に通ったり、外国人県民が経営する託児所や外国人学校に通ったりと、その置かれた環境は様々です。そのため、日本語が全く理解できなかつたり、日本の学校に関する情報と理解が十分得られなかつたりしているのが現状です。幼児期の子どもの置かれている環境は、義務教育レベルの教育機会と密接に関連があります。保育所や幼稚園などにおいても、小学校と連携を図りながら、できる限り早い時期から保護者に対して、日本の教育制度に関する情報を提供し、教育の重要性に対する意識を高める取組が求められています。また、公立小学校に入学予定の外国人県民の子どもが、早期に学校に適応できるような取組も求められています。
- 子どもたちの母語/母国語により授業を行う外国人学校は、外国人県民の子どもが教育を受ける場所として重要な役割を果たしています。しかし、各種学校としての認可を受けていない外国人学校は「私塾」と同様のもので、公共交通機関の学生割引の対象とされず自治体の財政支援も受けていません。このような学校は経営基盤が弱く、高額な授業料が、保護者には大きな負担となっています。
- 外国人学校は、学校保健安全法の対象になっていないことから、学校健診が義務づけられていません。施設設備や保健衛生の面についても、その環境が十分に整っているとはいえない状況です。また、卒業後、本国に帰らずに、日本社会で生活していく子どもたちも多いですが、外国人学校では、日本社会におけるキャリア教育が行われていないのが現状です。
- 外国人学校を卒業しても日本の高校の受験資格は得られません⁵。また、大学の多くは、外国人学校卒業者の受験を認めていない状況⁶です。このように、進学において不利な状況であるため、子どもたちの進路の選択の幅を広げることが求められています。
- 母語/母国語は、子どものアイデンティティの確立や親子のコミュニケーションを円滑にするために必要であるとともに、日本語を学んだり、教科を学ぶ上においても重要な役割を果たしています。しかし、子どもたちが母語/母国語を学ぶ機会や母語/母国語に

⁵ 外国人学校で日本の中学終了相当を修了しても、外国人学校は各種学校の扱いとなっているため日本の高校の受験資格はありませんが、自治体によっては高校受験を許可しているところもあります。

⁶ 文部科学省が、「我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校」であれば各種学校であっても認められます。

よって学習できる機会は少ないのが現状です。

- 子どもの教育の分野は、幼児期から大学進学まで、幅広い年齢層にわたっています。また、公立学校に通っている子どももいれば、外国人学校に通っている子どももいます。どの学校にも通っていない不就学の子どももいます。こうした様々な年齢や状況にある外国人県民の子どもたちに対して、個々に対応しているのが現状ですが、総合的・体系的な取組が必要です。

施策の方向② 日本語学習や多言語による情報提供の充実

- 就労を目的に来日する外国人は、日本語学校などで日本語や日本文化を学ばずに、来日直後から仕事に追われ、計画的・継続的な日本語学習をしないまま、日本で生活し続けている場合が多くあります。しかし、言語は人間の社会生活において不可欠なものであり、日本語が共通語である国において、日本語を母語／母国語としない外国人に対する言語面での支援がなければ、言語による不平等が起きることになります。
- 言語面での支援は、様々な情報提供を多言語で行うことと日本語学習の機会をつくることに分けられます。日本語学習については、地域において、国際交流協会やNPOなどが中心となって取り組んできましたが、計画的・継続的な日本語学習のためには、言語学習の制度化が必要です。他国においては、公的な学習制度がある国もありますが、日本にはありません。また、地域の日本語教室の実態の把握も十分にできていません。
- 一方、行政サービスの利用や住民としての義務の履行に必要な情報を得るためには、情報の多言語化が必要です。外国語表記による出版物・ウェブページでの情報提供が進んできていますが、十分とはいえない状況です。また、「やさしい日本語」の普及についても進んでいません。

<公的な学習制度の比較>

	日本	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア	韓国
公的な学習制度	無	有	有	有	有	有
財政負担者	—	国	国	国	州	市町村
個人負担	—	有 (一部負担)	無	無 (5年間)	無	無 (教材費は負担)
運営主体	—	国民学校、民間 語学学校、教会、 NPOなど	各学校	大学や NGO	公立の専門学 校、民間語学学 校、公民館など	大学、NGO、 福祉法人など
標準的な勉強時間 (制度の上限時間)	—	600時間 (730時間)	400時間	無制限	510時間	36時間
講師の要件・資格	—	有	有	有	有	一部有
ボランティア等の役割	主	補完的	補完的	補完的	補完的	補完的

(財)自治体国際化協会「自治体国際化フォーラム 2012年6月号」を基に作成

施策の方向③ 就業・起業に対する支援の充実

- 日本で育った外国人県民の子どもたちの大学への進学が進み、多くの留学生が愛知県内の大学・大学院などで学んでいる中、卒業後も日本に住み、日本企業に就職を希望する者も多くいます。日本企業の側にも、グローバル化の進展を背景に、国籍に関わらず高度な知識や技術をもった有能な人材を確保しようという動きや、海外現地法人で活躍できる人材を求める動きがでています。
- こうした人材は、日本と母国との架け橋として、また、県内企業を支える貴重な人材として、さらには、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなりうる存在として、その活躍が期待されます。また、企業だけでなく、自治体においても、同様の存在となりえます⁷。彼らが、この地域で活躍できる環境整備が求められています。
- 一方、外国人県民が地域社会の一員として、起業を志す場合、日本でのビジネスの仕方や営業方法はもちろん、会社の設立方法や税金など、日本のルールや制度がわからないため、そうした情報を提供していく必要があります。

施策の方向④ 様々な担い手の対等な連携・協働の促進

- 多文化共生の推進にあたっては、地域全体の課題として、県、市町村などの地方自治体、国際交流協会、NPO、企業、大学、学校や地域住民など多様な担い手があります。こうした多様な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、かつ連携・協働を図っていくことが重要ですが、現状では、個々に取り組んでいることが多く、集まって話し合う機会は多くありません。

施策の方向⑤ 外国人県民の施策・企画への参加の促進

- 地域では、町内会、自治会、PTA、ボランティア団体などによる様々な活動が行われています。しかし、外国人県民のこれらの活動への参加は多いとは言えません。外国人県民がこれらの地域活動により参加しやすくなるような環境整備が必要です。
- そのためには、日本人だけで企画したものに参加してもらうのではなく、外国人県民自らが企画の段階から加わることにより、主体的に参加してもらえるようになります。また、こうした活動に参加するためには、外国人県民が働いている企業の理解が必要です。
- また、東日本大震災においては、多くの外国人が支援する側として参画しましたが、外国人を支援を受ける対象として捉えるのではなく、一緒に地域づくりを行う対等な構成員であるという視点が必要です。

⁷ 国家公務員の採用条件には国籍条項があり、外国人はその仕事に就くことはできませんが、地方公務員の国籍を規定した法律には国籍条項はなく、それぞれの自治体の判断に委ねられています。愛知県においては、2001年度から国籍条項を撤廃しています。

施策の方向⑥ 多文化共生の担い手の育成

- 多文化共生に関する活動を行っている学生や外国人青年はいますが、手探りの状態で行っており、横とのつながりがありません。また、こうした活動が就職に結びつかず、継続的な活動につながっていません。

施策目標Ⅱ 多文化共生の意識づくり

施策の方向⑦ 多文化共生に対する理解の促進

- 外国人が多いことについて、「外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増える」「地域で外国人と交流できる」などの理由により、望ましいと考えている日本人がいる一方で、「治安が悪化するおそれがある」「トラブルが起こるおそれがある」などの理由により、望ましくないと考えている日本人がいます。
- また、これまで多文化共生フォーラムなどの啓発イベントを開催していますが、外国人県民を地域で受け入れていくことを明確にし、対外的にアピールしていく必要があります。

施策の方向⑧ 外国人県民と日本人県民の交流の推進

- 日本人県民は、外国人県民とのコミュニケーションに慣れていないなど、地域における外国人県民との交流が十分進んでいないのが現状です。一方、外国人県民も、日本語によるコミュニケーション能力の不足や外国人県民に対する地域情報などの提供が十分でないことから、日本人県民と交流したり地域の活動に参加したりすることができない場合があります。

施策の方向⑨ 継続的・広域的な制度・仕組みづくり

- すでに多くの外国人が日本に移り住んできていますが、一時的な滞在者として受け入れるのか、長期的に滞在する生活者として受け入れるのかはっきりしていません。そのため、外国人県民としても、地域住民としての自覚が生まれにくい状況にあります。
- また、これまで愛知県においては、様々な先導的な事業を行ってきましたが、今後は、これらの事業の普及を図っていく必要があります。また、市町村においても、地域の実情に応じて、先進的な事業を行っていますが、他の地域の参考となるよう、こうした事業を紹介していく必要があります。

施策の方向⑩ 人権尊重の意識づくり

- 外国人県民であることを理由に民間賃貸住宅の入居を断られたり、外国人県民が犯罪に関係すると、その国の人すべてが悪いような見方が広まったりすることがあります。また、戦前からの歴史的経緯を背景に日本で生活する韓国・朝鮮籍などの特別永住者に

対する無理解や偏見・差別は未だに解消されていません。さらに、2001年(平成13年)9月11日に起きたアメリカ同時多発テロ以降、特にイスラム教徒に対する偏見が助長されています。そのため、これらの人々の人権に対する意識啓発も引き続き必要です。

施策目標Ⅲ 誰もが暮らしやすい地域づくり

施策の方向⑪ 相談体制などの充実

- 外国人県民の永住化の進展に伴い、外国人県民が抱える問題は、ますます多様化し、かつ複雑化しています。DVなどの夫婦間の問題、子育てや児童虐待など親子間の問題、不就学や不適応など子どもの教育の問題、発達障害など福祉の問題など多岐にわたっています。こうした中、多文化ソーシャルワーカーを養成し活用しているところですが、このような幅広い問題に対応できる専門的な支援体制の充実が必要となっています。
- 近年、経済のグローバル化、雇用の不安定化、地域・家族のつながりの弱体化などの経済社会の構造変化の中で、外国人も日本人も社会的に孤立し、生活困難に陥るといふ社会的リスクが高まっています。ある社会的なリスクが別のリスクに連鎖し、それが新たな生活困難を引き起こし、様々なリスクが連鎖した結果、雇用、家族、コミュニティなどの社会のあらゆる関係性から切り離され、「社会的排除」へとつながっていきます。
- こうした社会的排除の動きが強くなっていくことにより、人々は社会の周縁に追いやられ、能力を発揮することができなくなり、社会全体のポテンシャルの低下につながっていきます。特に、外国人は、社会の周縁に追いやられやすく、貧困や排除の連鎖が続き、新たな家族形成や次世代育成が困難になります。
- こうした連鎖を断ち切るためには、一人ひとりが社会のメンバーとして、「居場所と出番」を持って社会に参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境整備が必要です。こうした「社会的包摂」を推進することは、外国人県民だけでなく、日本人県民に対しても有効であるため、関係部局・機関と連携した取り組みを行う必要があります。また、特に、不就学や学齢期を超えても進学も就職もできない外国人県民の子どもや若者に対しては、日本人県民を含め、円滑に社会生活を送ることができるよう、総合的な支援が必要です。

施策の方向⑫ 医療・保健・福祉の充実

- 日本語能力が十分でない外国人県民が診療を受ける際には、医療通訳の存在は大きいといえます。しかし、医療通訳者を置く医療機関は限られており、十分には配置されていない状況です。また、習慣上のちがいから医療機関での受診をためらう外国人県民もいます。こうしたことから、外国語による対応が可能な医療機関の情報提供や医療通訳人材の育成・配置を含めて、言語や習慣などのちがいへの配慮が必要です。
- こうした中、愛知県においては、2010年から医療通訳の検討を始め、2012年には、

医療関係団体・大学・県内全市町村と一緒に「あいち医療通訳システム推進協議会」を設立し、医療通訳者の派遣などを行っています。しかし、利用医療機関は徐々に広がってきているものの、全県には広がっておらず、多くの医療機関で利用できるようにすることが求められています。

○ また、外国人県民の永住化が進展する中、病気やけがだけでなく、妊娠・出産、子育てなど、より生活に関わりの深い問題への対応や、健康診査、予防接種といった疾患予防の観点での対応が求められていますが、こうした保健分野にも医療通訳を活用するよう働きかけ、充実を図っていく必要があります。

○ さらには、外国人県民の永住化に伴い、高齢や障害のある外国人県民へ対応するため、福祉分野でも多言語での対応や文化的な配慮が求められています。

○ 1982(昭和57)年に、「国民年金法」における国籍条項が撤廃⁸された際に遡及措置がとられなかったため、在日韓国・朝鮮籍の高齢者や障害者の中には無年金となっている人がいます。愛知県議会では、2005年11月「在日外国人無年金者の救済措置についての意見書」⁹を提出し、無年金の在日外国人に対する救済措置を講じるよう要望しています。また、ニューカマー¹⁰の中にも、本人や事業所が社会保険料の負担を嫌うため、公的年金に未加入の人が多くいます。近い将来、老後の生活に困難を来す外国人県民の増加も危惧されます。

施策の方向⑬ 労働環境の改善

○ 入管法の改正を期に、経済が好調であったことから、日系南米人を始めとする定住者資格を持った労働者が増加しましたが、こうした労働者は、在留資格の取得にあたって就業する企業との雇用契約が必要とされていません。このため、将来の生活の見通しや準備が十分に整わないまま入国してくる外国人もいます。

○ このように入国してきた外国人労働者は、業務請負や派遣といった形態で製造業の現場などで非熟練労働に従事する者が多くを占めましたが、こうした労働は日本語があまり必要とされていないため、日本語を習得する機会がなく、習得する必要性も感じられていませんでした。しかし、リーマン・ショックの影響を受け、人員整理を行うに当たって

⁸ 被保険者の資格から国籍条項が撤廃され、外国人については「日本国内に住所を有するに至ったとき」と改正されました。しかし、改正時に35歳以上の外国人の加入を認めなかったり、後にこの制限を緩和した1986(昭和61)年の改正でも、その時点で60歳以上であった人の加入が認められませんでした。また、1982年の時点で20歳以上だった障害者の障害年金の受給資格は認めませんでした。

⁹ 「障害基礎年金、老齢基礎年金等の対象とされていない在日外国人が、地域で自立した生活ができるように、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律を改正し、同法に定める特定障害者に無年金の在日外国人障害者を含めるとともに、給付金の額を障害基礎年金相当額に引き上げること及び、無年金の在日外国人高齢者に、老齢基礎年金相当の給付金を支給する制度措置を講じることを強く要望する。」(要約)

¹⁰ 1980年代以降に来日し定住した外国人を、第二次世界大戦前後に来日した朝鮮半島や台湾出身の定住外国人と区別するための概念です。一般的に、1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正施行を契機として急増した南米系日系人をさすことが多いです。

は、まず、日本語のできない外国人労働者から先に契約を解除されていくなど、外国人を取り巻く労働環境は厳しいものとなっています。

○ 一方、研修・技能実習制度を利用して来日する外国人の増加も顕著となりました。研修生・技能実習生の受入れ企業などでは、技術移転を通じた国際協力という制度本来の趣旨から離れ、外国人を低賃金労働者として受入れている例が見られ、違法な残業や賃金不払いなど、不適正な事例が発生しています。特に、研修期間中は、労働者ではないにも関わらず、労働者と同様に扱われることが多かったため、2010年7月に新たな在留資格が創設され、従来は研修とされた期間を技能実習1号、特定活動(技能実習)とされた期間を技能実習2号とし、技能習得期間のうち実務に従事する期間はすべて労働者として扱われることになりましたが、こうした技能実習生においても、労働環境が保障されるよう注視していく必要があります。

○ 外国人労働者の中には、授業参観などの学校行事に参加することが難しい理由として、有給休暇が十分取れないことを挙げる人もいます。外国人労働者を雇用する企業は、外国人労働者が保護者としての責任をはたすため、学校行事に参加しやすくなるよう配慮が求められます。また、外国人労働者やその家族が地域の日本人県民と共生できるよう、地域の行事に参加する機会の確保に努めることも期待されます。

○ 外国人労働者の適正雇用を進めるには、国の労働関係機関の指導強化が不可欠ですが、愛知県としても、雇用事業主と労働者の双方に労働関係法令の遵守を徹底していくことが求められます。

○ 近年、企業活動の拡大とグローバル化によって、企業の社会的責任(CSR)に関する取組が大きな潮流となっており、2010年11月には、社会的責任に関する国際規格(ISO26000)が発行されました。企業の社会的責任に対する取組は、日本社会の持続的発展にとって非常に重要であるとともに、外国人労働者の労働環境の保障にとっても重要です。

施策の方向⑭ 居住環境の改善

○ 外国人県民の住まいの形態は、民間や公営の賃貸住宅が多くなっています。中でも、公的賃貸住宅(県営、市町村営、公団など)に集住する傾向が強くなっています。

○ 生活習慣や文化・言語のちがいがから、また、地域住民やコミュニティとの関係が希薄になりがちなことから、生活上必要となる基本的な情報が得づらい状況にあります。

○ 公的賃貸住宅の居住者同士のつながりが希薄化している中、日本人同士でも、お互いの顔を知らないという状況にあります。居住者の高齢化が進む中、万が一の場合には、居住者同士で助け合う必要があります。

○ そのため、これまで、県において、外国人入居者が多い集合住宅などにおいて日本

人と外国人の相互理解などの促進に向けた取り組みを実践するために、多文化共生実践モデル事業や多文化共生実践活動支援事業を実施しましたが、そこで得られたノウハウを広く普及させる必要があります。

- また、集住地域においては、外国人児童に対する学習支援や日本語教室などをNPOが実施している場合がありますが、こうした活動に地域住民が関わってもらうために、自治会などとの連携も必要です。
- 民間賃貸住宅については、外国人県民であるという理由で入居を拒否されたりする事例がまだ見受けられるため、引き続き、円滑な入居を支援していく必要があります。

施策の方向⑮ 防災・防犯対策などの充実

- 外国人県民は、言語や文化、慣習のちがいが、災害経験や防災知識の不足などから、他の「災害時要援護者」(高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など)とは異なる状況にあるため、外国人県民特有の災害対策が求められます。
- また、外国人県民に対し、防災に関する基本的知識の普及・啓発や関係機関間における連絡体制、災害時の情報提供のほか、避難所生活での異文化対応や生活再建支援の制度の周知など多方面にわたる対応が必要です。
- なお、愛知県は、南海トラフの巨大地震などの大規模な地震災害発生の可能性が高い地域であるため、外国人県民に対する防災対策の充実が課題です。
- 一方で、外国人県民自身も災害経験の少なさなどから、防災への理解が不足し、緊急時への備えが不十分である場合が多くなっています。また、防災訓練などへの参加も十分であるとはいえない状況です。
- そのため、防災訓練への参加を呼びかけることはもちろんですが、企画段階から外国人にも加わってもらい、当事者意識をもってもらう必要があります。また、そうすることによって、防災訓練をきっかけとして、地域活動の担い手を育成することにもつながります。
- 東日本大震災の際には、(公財)仙台市国際交流協会において、いち早く「災害多言語支援センター」が立ち上がりましたが、愛知県においても、万が一、大地震などの災害が発生した場合には、多言語での災害に係る情報提供をするための災害多言語支援センターを設置する必要があります。
- 多くの外国人県民は、地域社会の一員として健全な生活を送っています。しかし一方で、外国人県民が犯罪の当事者(加害者及び被害者)になる可能性もあります。文化や生活習慣のちがいが、法律知識の不足などによる行為が、日本では犯罪に当たる場合があります。こうしたことが起きないように、警察による違法行為の取締りや広報啓発に加え、自治体、企業、地域社会が連携した地域安全活動が求められています。

- また、外国人県民は、交通関係法規のちがいや日本語能力の不足による道路標識の理解不足などから、交通事故の当事者となることがあります。また、自動車損害賠償責任保険に入っていなかったり、所有者の移転登録を行わずに、他人から譲り受けた自動車を使用したりしている事例も見受けられます。交通安全や自動車を正しく利用するための広報啓発の強化が必要です。
- 日本語の理解不足や巧妙な手口などから、悪質商法など消費者トラブルに巻き込まれる外国人県民も見受けられます。

6 協働ロードマップ

7 外国人県民あいち会議(2012年度)まとめ

8 外国人県民意識調査

(1) 調査方法

NPO、外国人自助組織、国際交流協会を通じて調査票を配布・回収

調査票は、ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語、ふりがな付き日本語版を使用

<調査協力機関>

NPO法人トルシーダ、NPOまなびや@KYUBAN、NPO法人子どもの国、NPO法人フロンティアとよはし、NPO法人多文化共生リソースセンター東海、保見ヶ丘ブラジル人協会、United Filipino Community in Higashiura、Happy Family、(公財)愛知県国際交流協会、(公財)名古屋国際センター

(2) 調査期間

2012年5月7日(月)から6月14日(木)まで

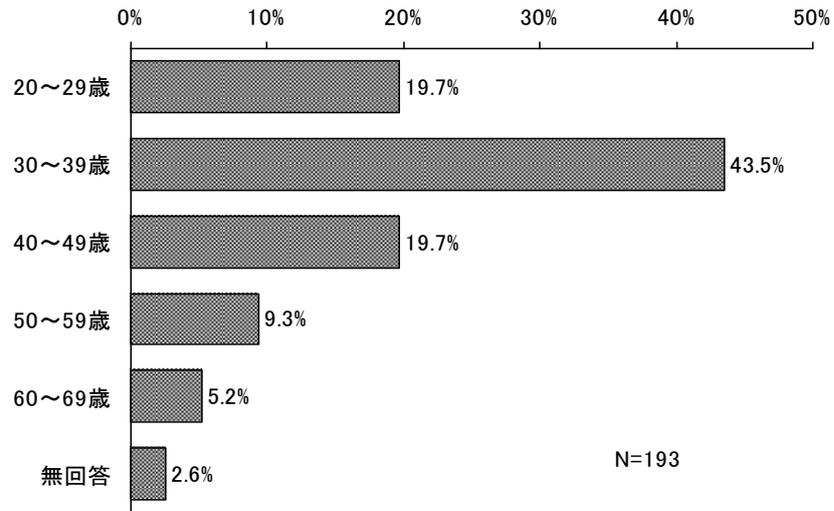
(3) 調査の対象者・回答者

調査協力団体に関する満20歳以上の外国人193人

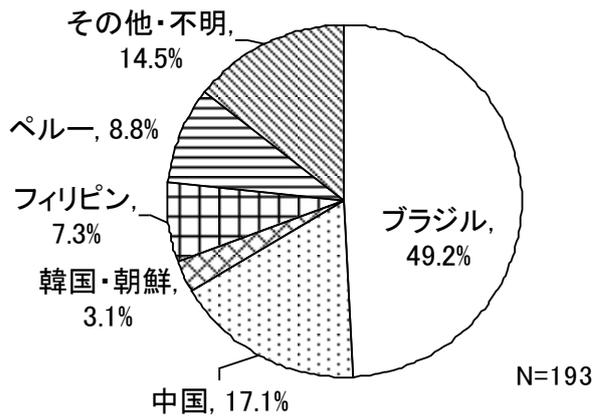
【記号・符号・用語の説明】

- ①N (Number of Cases の略) は比例算出の基数であり、100%が何人の回答者に相当するかを示す。
- ②回答が1つの質問であっても、小数第2位を四捨五入して割合を求めているため、合計が100%にならないことがある。

問1 年齢

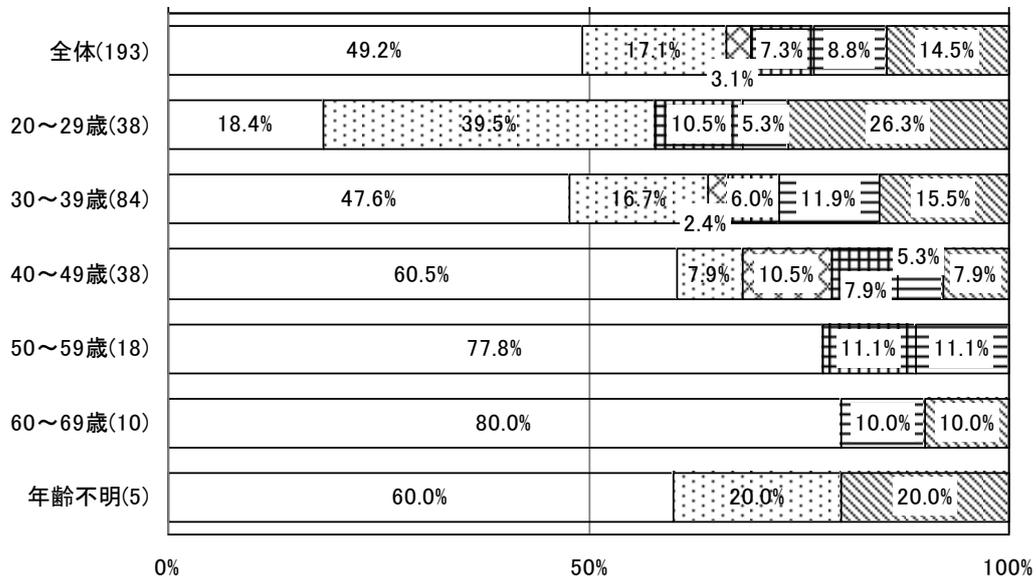


問2 国籍

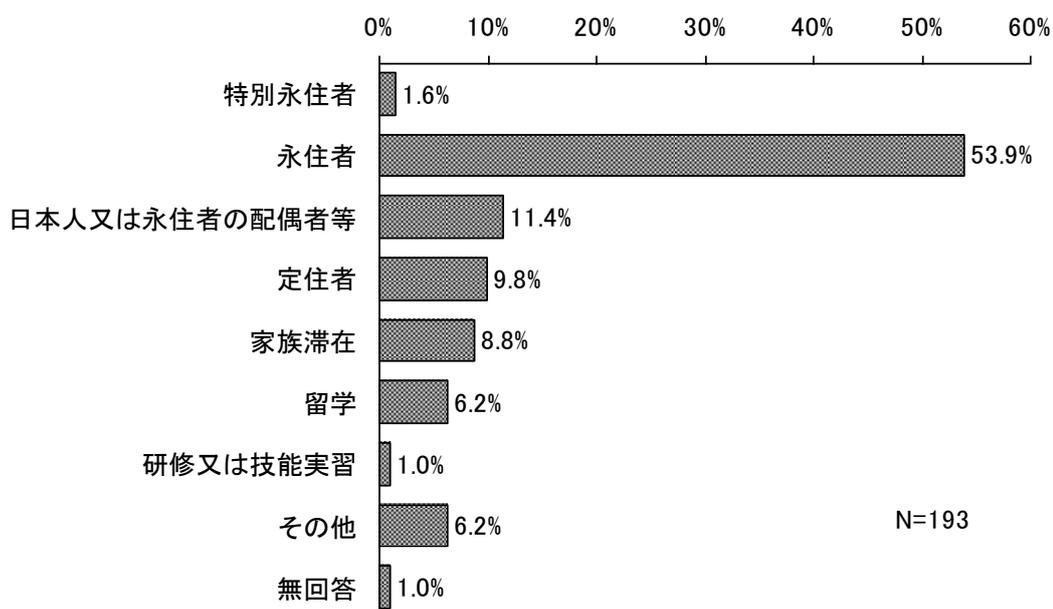


国籍	人数
ブラジル	95
中国	33
韓国・朝鮮	6
フィリピン	14
ペルー	17
その他・不明	28
合計	193

□ ブラジル □ 中国 □ 韓国・朝鮮 □ フィリピン □ ペルー □ その他・不明

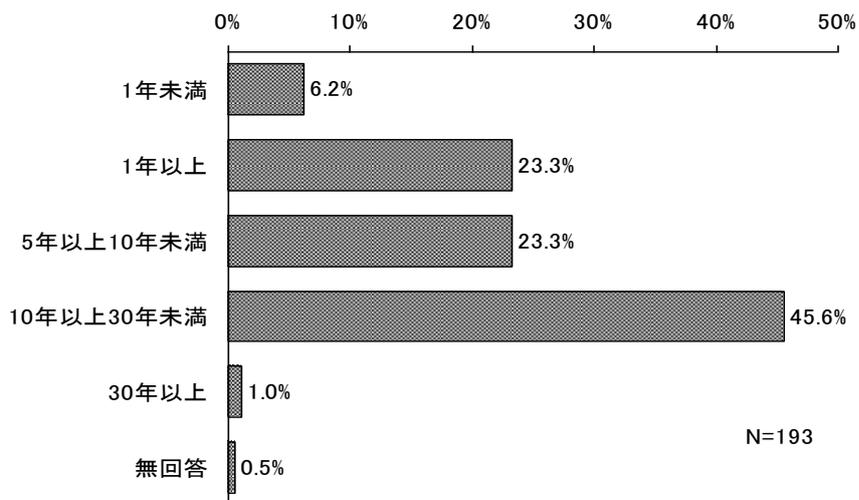


問3 現在の在留資格

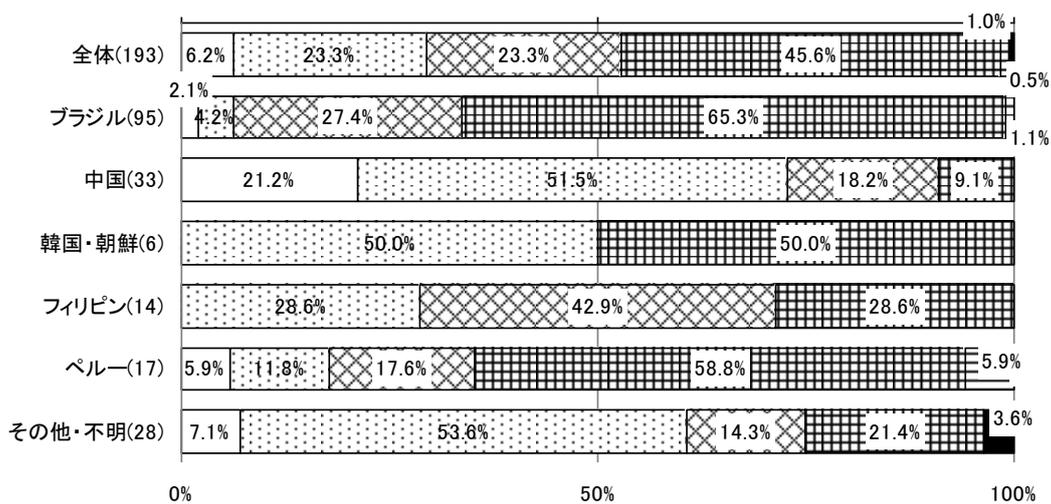


	特別永住者	永住者	日本人又は永住者の配偶者等	定住者	家族滞在	留学	研修又は技能実習	その他	無回答
全体(193)	1.6	53.9	11.4	9.8	8.8	6.2	1.0	6.2	1.0
ブラジル(95)	2.1	76.8	7.4	9.5	1.1	0.0	0.0	2.1	1.1
中国(33)	0.0	18.2	9.1	9.1	27.3	27.3	0.0	9.1	0.0
韓国・朝鮮(6)	16.7	0.0	33.3	0.0	16.7	0.0	16.7	16.7	0.0
フィリピン(14)	0.0	42.9	14.3	35.7	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0
ペルー(17)	0.0	70.6	11.8	5.9	5.9	0.0	0.0	5.9	0.0
その他・不明(28)	0.0	25.0	21.4	3.6	17.9	7.1	3.6	17.9	3.6
単位:%									
人数(193)	3	104	22	19	17	12	2	12	2

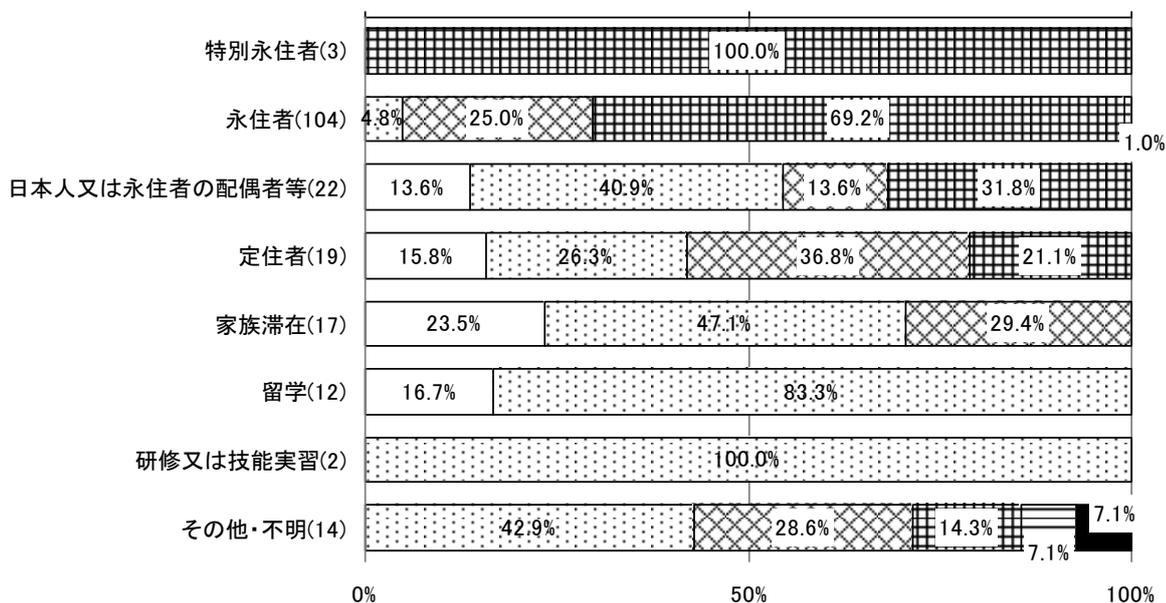
問4 あなたは、今まで何年、日本に住んでいますか。(何回も来日された方は合計で)



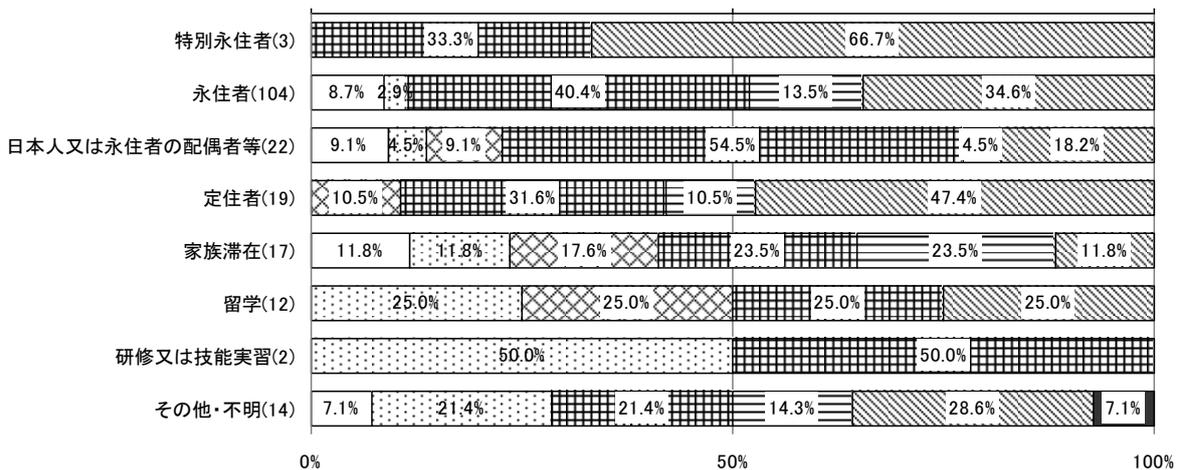
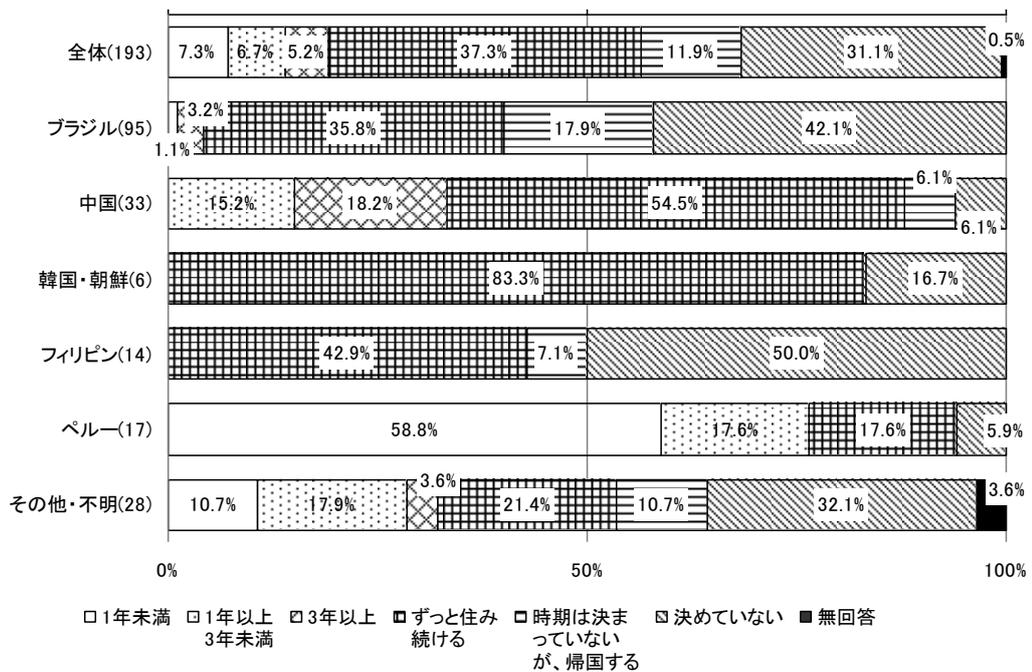
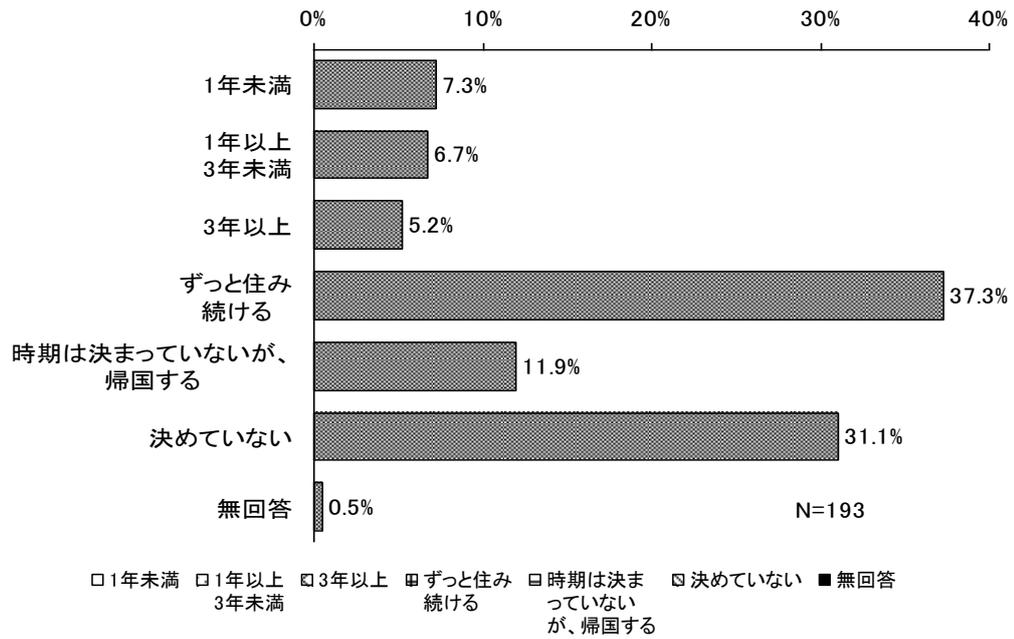
□ 1年未満 □ 1年以上 ▨ 5年以上10年未満 ▩ 10年以上30年未満 ▪ 30年以上 ■ 無回答



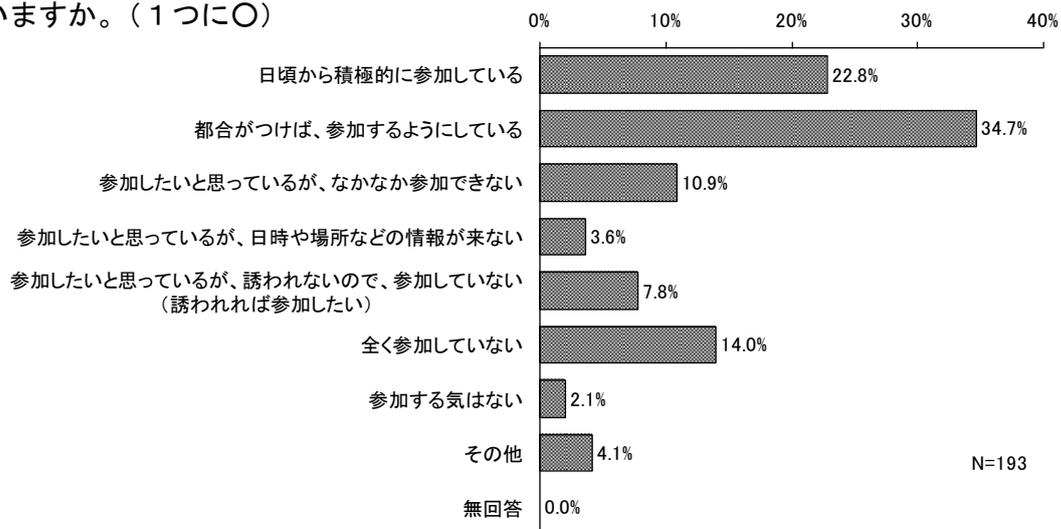
□ 1年未満 □ 1年以上 ▨ 5年以上10年未満 ▩ 10年以上30年未満 ▪ 30年以上 ■ 無回答



問5 今後、日本にどれくらい住む予定ですか。(1つに○)



問6 あなたは、町内の清掃作業やお祭り、団地の自治会など、地域の活動に参加していますか。(1つに○)

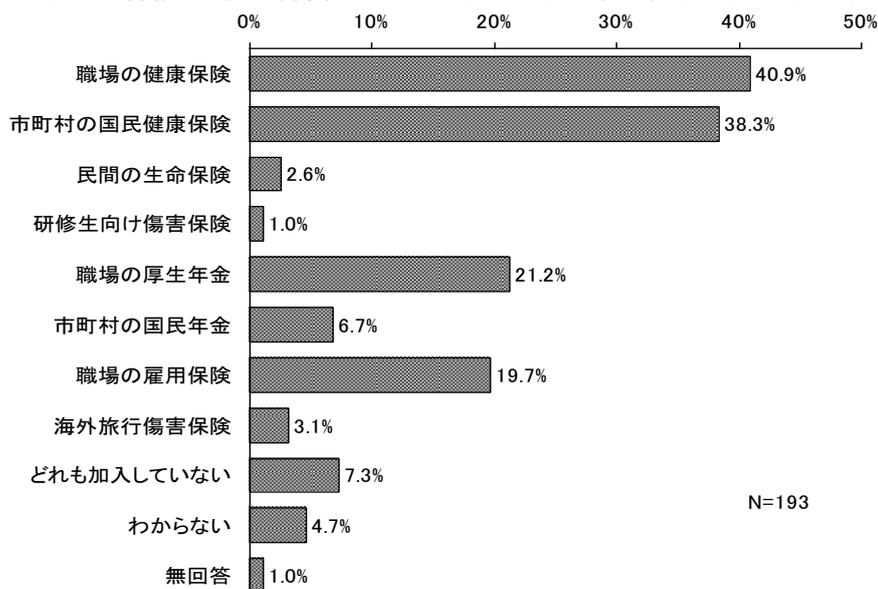


	日頃から積極的に参加している	都合がつけば、参加するようにしている	参加したいと思っているが、なかなか参加できない	参加したいと思っているが、日時や場所などの情報が来ない、日	参加したいと思っているが、誘われないので、参加していない (誘われれば参加したい)	全く参加していない	参加する気はない	その他	無回答
全体(193)	22.8	34.7	10.9	3.6	7.8	14.0	2.1	4.1	0.0
ブラジル(95)	20.0	43.2	12.6	3.2	5.3	9.5	1.1	5.3	0.0
中国(33)	18.2	18.2	6.1	0.0	21.2	33.3	3.0	0.0	0.0
韓国・朝鮮(6)	33.3	33.3	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0
フィリピン(14)	21.4	42.9	14.3	14.3	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0
ペルー(17)	47.1	29.4	5.9	0.0	0.0	5.9	0.0	11.8	0.0
その他・不明(28)	21.4	25.0	10.7	7.1	10.7	14.3	7.1	3.6	0.0

	日頃から積極的に参加している	都合がつけば、参加するようにしている	参加したいと思っているが、なかなか参加できない	参加したいと思っているが、日時や場所などの情報が来ない、日	参加したいと思っているが、誘われないので、参加していない (誘われれば参加したい)	全く参加していない	参加する気はない	その他	無回答
特別永住者(3)	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
永住者(104)	26.0	42.3	9.6	2.9	4.8	7.7	1.9	4.8	0.0
日本人又は永住者の配偶者等(22)	22.7	13.6	13.6	9.1	0.0	31.8	4.5	4.5	0.0
定住者(19)	5.3	42.1	21.1	10.5	15.8	0.0	0.0	5.3	0.0
家族滞在(17)	23.5	17.6	11.8	0.0	11.8	23.5	5.9	5.9	0.0
留学(12)	25.0	16.7	0.0	0.0	25.0	33.3	0.0	0.0	0.0
研修又は技能実習(2)	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
その他・不明(14)	21.4	35.7	14.3	0.0	7.1	21.4	0.0	0.0	0.0

単位:%

問7 あなたは、次の保険や年金制度に加入していますか。(あてはまるものすべてに○)

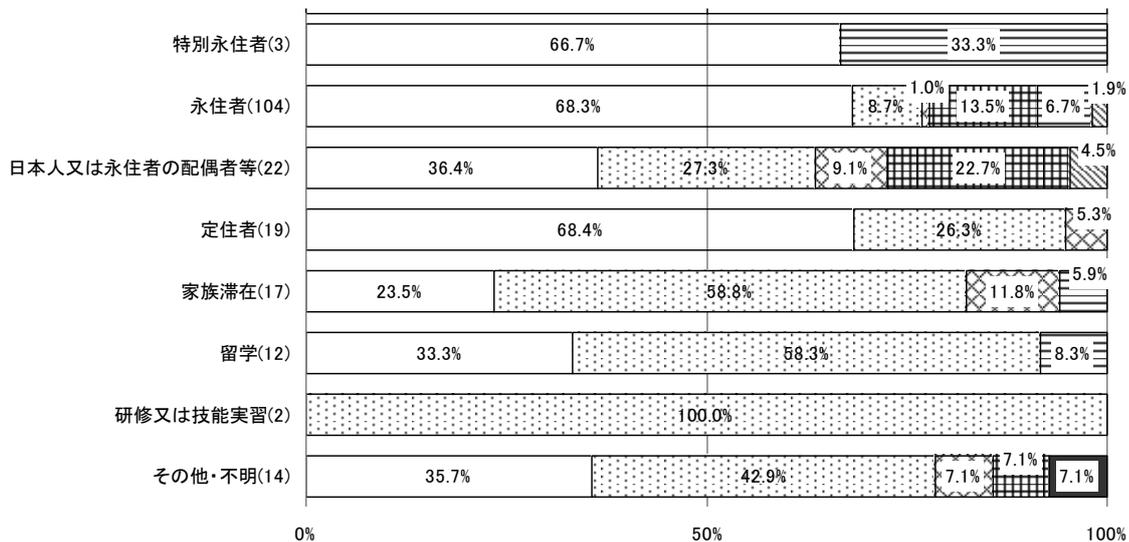
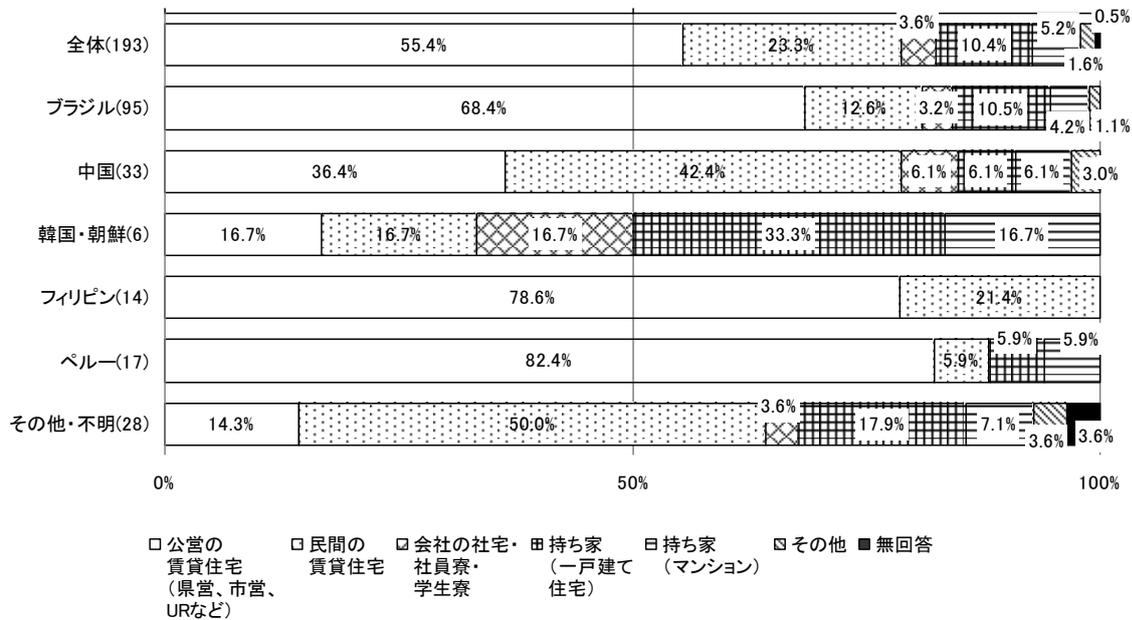
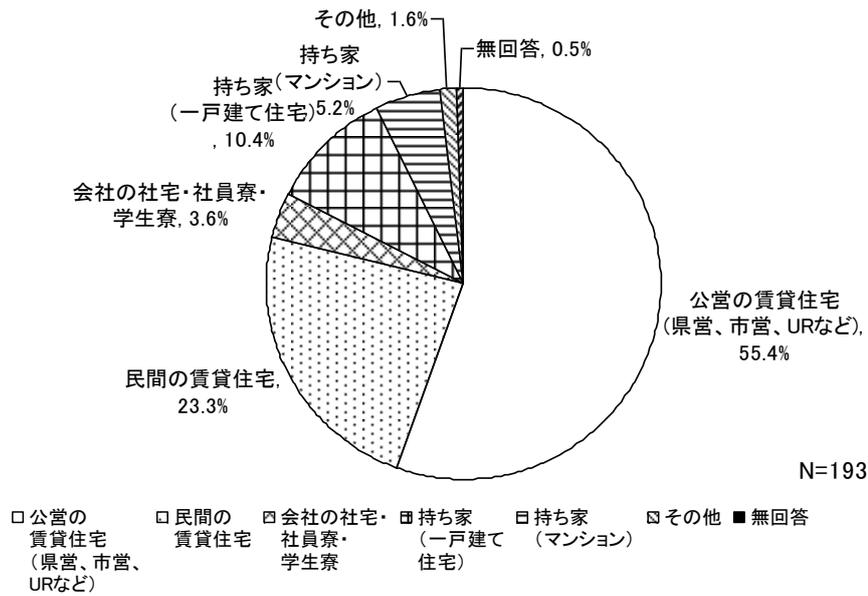


	職場の健康保険	市町村の国民健康保険	民間の生命保険	研修生向け傷害保険	職場の厚生年金	市町村の国民年金	職場の雇用保険	海外旅行傷害保険	どれも加入していない	わからない	無回答
全体(193)	40.9	38.3	2.6	1.0	21.2	6.7	19.7	3.1	7.3	4.7	1.0
ブラジル(95)	47.4	28.4	2.1	1.1	27.4	3.2	25.3	2.1	8.4	3.2	2.1
中国(33)	21.2	51.5	0.0	0.0	15.2	6.1	6.1	6.1	9.1	3.0	0.0
韓国・朝鮮(6)	33.3	50.0	0.0	0.0	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
フィリピン(14)	64.3	35.7	7.1	0.0	14.3	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0
ペルー(17)	47.1	52.9	0.0	0.0	35.3	0.0	23.5	0.0	0.0	5.9	0.0
その他・不明(28)	28.6	46.4	7.1	3.6	3.6	21.4	14.3	7.1	10.7	14.3	0.0

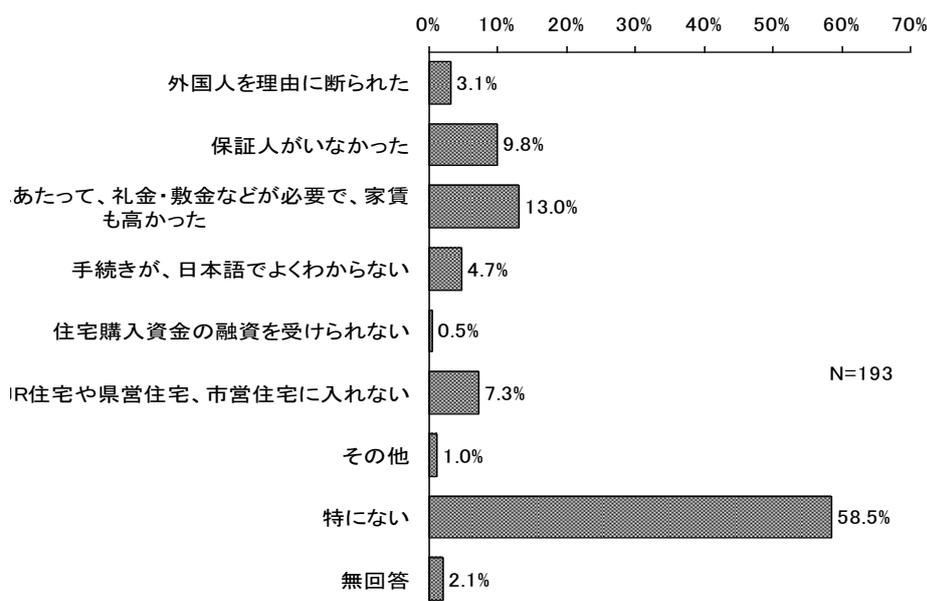
	職場の健康保険	市町村の国民健康保険	民間の生命保険	研修生向け傷害保険	職場の厚生年金	市町村の国民年金	職場の雇用保険	海外旅行傷害保険	どれも加入していない	わからない	無回答
特別永住者(3)	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
永住者(104)	46.2	37.5	2.9	0.0	28.8	3.8	22.1	3.8	4.8	3.8	1.9
日本人又は永住者の配偶者等(22)	40.9	31.8	4.5	0.0	13.6	22.7	18.2	0.0	13.6	0.0	0.0
定住者(19)	47.4	15.8	0.0	5.3	5.3	0.0	26.3	0.0	15.8	5.3	0.0
家族滞在(17)	17.6	52.9	0.0	0.0	17.6	0.0	5.9	11.8	11.8	11.8	0.0
留学(12)	16.7	75.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0
研修又は技能実習(2)	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他・不明(14)	42.9	35.7	7.1	0.0	28.6	14.3	35.7	0.0	7.1	7.1	0.0

単位: %

問8 現在の住まいの種類は何ですか。(1つに○)



問9 住まい探しなど、住居で、最も困ったことは何ですか。(1つに○)

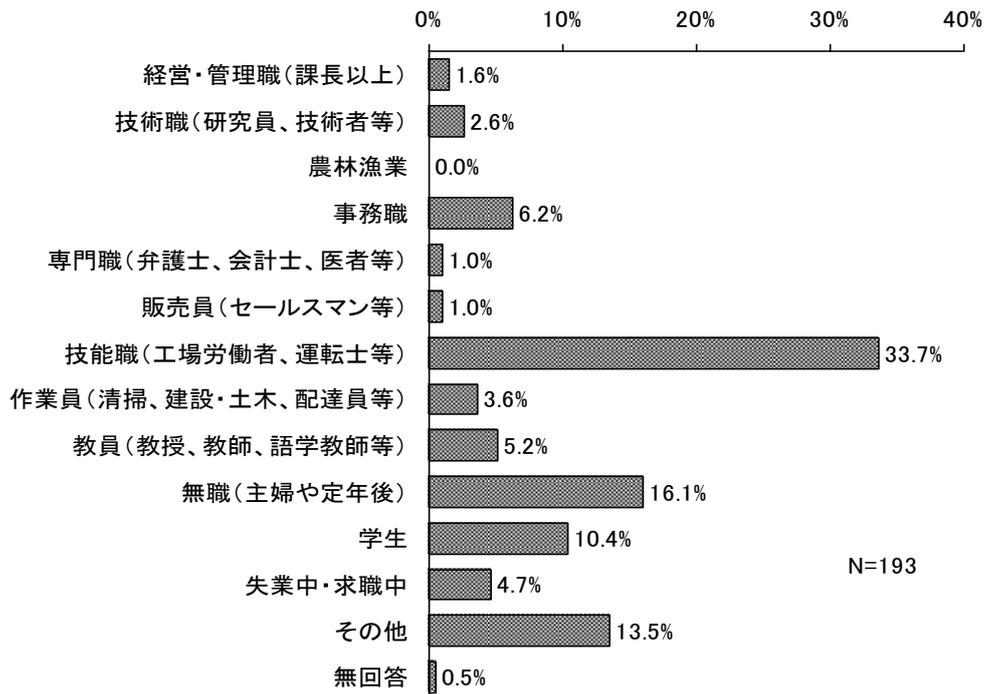


	外国人を理由に断られた	保証人がいなかった	家賃も高かった	礼金・敷金などが必要で、礼金・敷金にあたって、礼金・敷金が高かった	わが家賃も高かった	手続きが、日本語でよくわからない	住宅購入資金の融資を受けられない	IR住宅や県営住宅、市営住宅に入れない	その他	特にない	無回答
全体(193)	3.1	9.8	13.0	4.7	0.5	7.3	1.0	58.5	2.1		
ブラジル(95)	2.1	8.4	11.6	3.2	0.0	1.1	2.1	69.5	2.1		
中国(33)	6.1	24.2	27.3	0.0	3.0	9.1	0.0	33.3	-3.0		
韓国・朝鮮(6)	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	83.3	0.0		
フィリピン(14)	14.3	7.1	7.1	21.4	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0		
ペルー(17)	0.0	0.0	0.0	17.6	0.0	52.9	0.0	29.4	0.0		
その他・不明(28)	0.0	3.6	14.3	0.0	0.0	3.6	0.0	67.9	10.7		

	外国人を理由に断られた	保証人がいなかった	家賃も高かった	礼金・敷金などが必要で、礼金・敷金にあたって、礼金・敷金が高かった	わが家賃も高かった	手続きが、日本語でよくわからない	住宅購入資金の融資を受けられない	IR住宅や県営住宅、市営住宅に入れない	その他	特にない	無回答
特別永住者(3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
永住者(104)	2.9	9.6	10.6	2.9	1.0	8.7	1.9	61.5	1.0		
日本人又は永住者の配偶者等(22)	4.5	4.5	22.7	4.5	0.0	9.1	0.0	54.5	0.0		
定住者(19)	5.3	0.0	10.5	10.5	0.0	0.0	0.0	73.7	0.0		
家族滞在(17)	5.9	5.9	29.4	5.9	0.0	5.9	0.0	47.1	0.0		
留学(12)	0.0	41.7	8.3	0.0	0.0	8.3	0.0	41.7	0.0		
研修又は技能実習(2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0		
その他・不明(14)	0.0	14.3	7.1	14.3	0.0	7.1	0.0	35.7	21.4		

単位:%

問10 あなたの現在の仕事の種類は、何ですか。(1つに○)



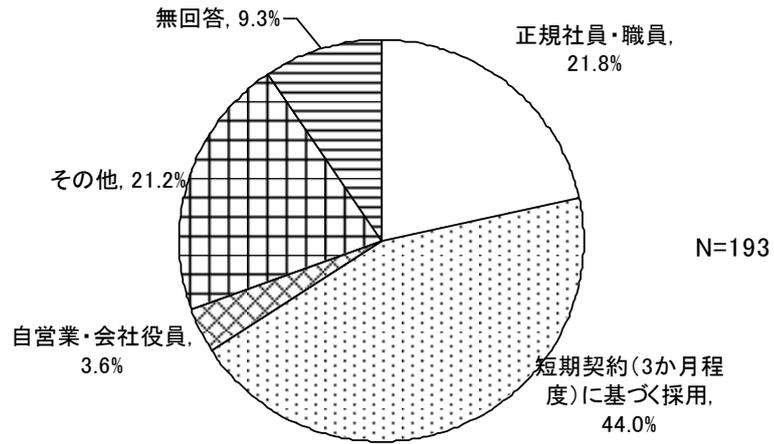
	経営・管理職(課長以上)	技術職(研究員、技術者等)	農林漁業	事務職	専門職(弁護士、会計士、医者等)	販売員(セールスマン等)	技能職(工場労働者、運転士等)	作業員(清掃、建設・土木、配達員等)	教員(教授、教師、語学教師等)	無職(主婦や定年後)	学生	失業中・求職中	その他	無回答
全体(193)	1.6	2.6	0.0	6.2	1.0	1.0	33.7	3.6	5.2	16.1	10.4	4.7	13.5	0.5
ブラジル(95)	2.1	1.1	0.0	7.4	1.1	0.0	56.8	1.1	2.1	8.4	3.2	4.2	12.6	0.0
中国(33)	0.0	9.1	0.0	3.0	0.0	0.0	3.0	6.1	0.0	33.3	36.4	3.0	6.1	0.0
韓国・朝鮮(6)	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
フィリピン(14)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	7.1	14.3	0.0	7.1	7.1	35.7	0.0
ペルー(17)	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9	23.5	11.8	0.0	23.5	5.9	11.8	11.8	0.0
その他・不明(28)	0.0	0.0	0.0	10.7	3.6	3.6	7.1	3.6	17.9	17.9	10.7	3.6	17.9	3.6

単位:%

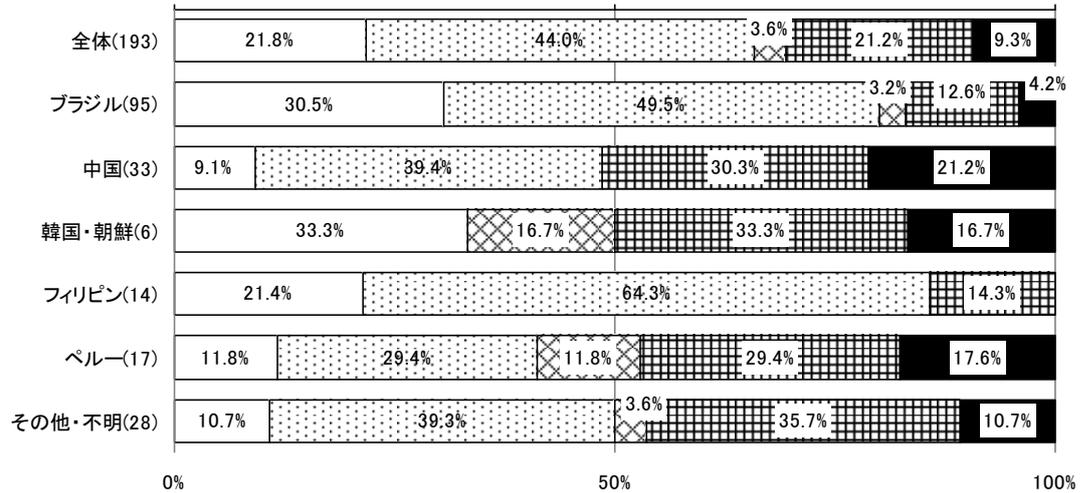
	経営・管理職(課長以上)	技術職(研究員、技術者等)	農林漁業	事務職	専門職(弁護士、会計士、医者等)	販売員(セールスマン等)	技能職(工場労働者、運転士等)	作業員(清掃、建設・土木、配達員等)	教員(教授、教師、語学教師等)	無職(主婦や定年後)	学生	失業中・求職中	その他	無回答
特別永住者(3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
永住者(104)	1.9	1.9	0.0	7.7	1.9	1.0	41.3	1.0	4.8	11.5	1.0	5.8	19.2	1.0
日本人又は永住者の配偶者等(22)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	31.8	9.1	9.1	31.8	0.0	13.6	0.0	0.0
定住者(19)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	47.4	10.5	5.3	5.3	15.8	0.0	15.8	0.0
家族滞在(17)	0.0	0.0	0.0	17.6	0.0	0.0	5.9	5.9	0.0	58.8	11.8	0.0	5.9	-5.9
留学(12)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
研修又は技能実習(2)	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他・不明(14)	7.1	14.3	0.0	7.1	0.0	0.0	14.3	7.1	14.3	0.0	14.3	0.0	14.3	7.1

単位:%

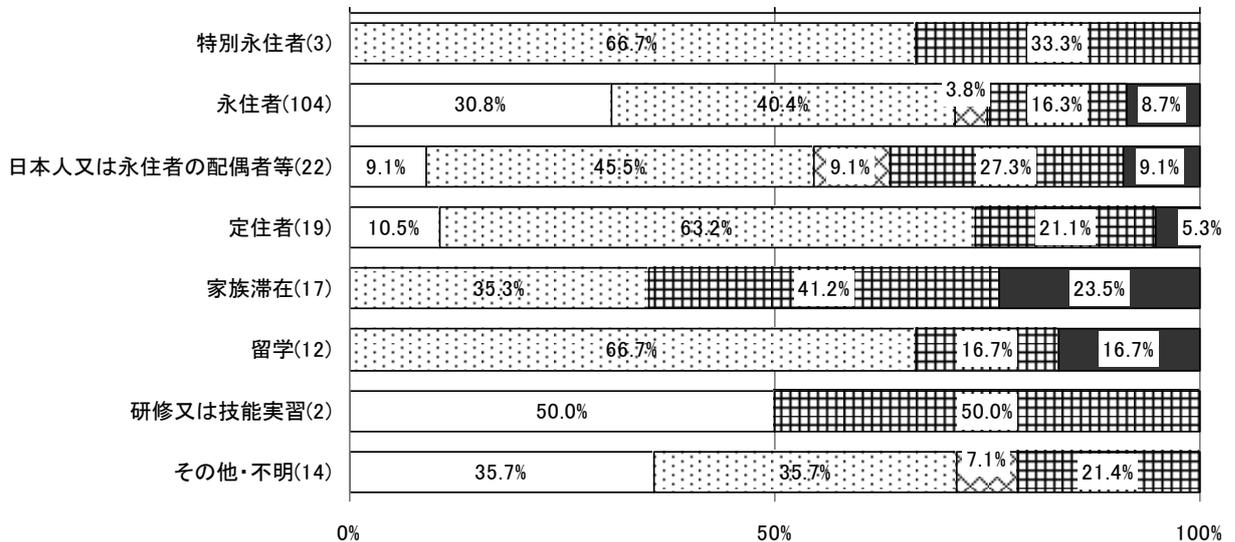
問 1 1 現在の仕事の採用の形態は次のうちどれですか。(1つに○)



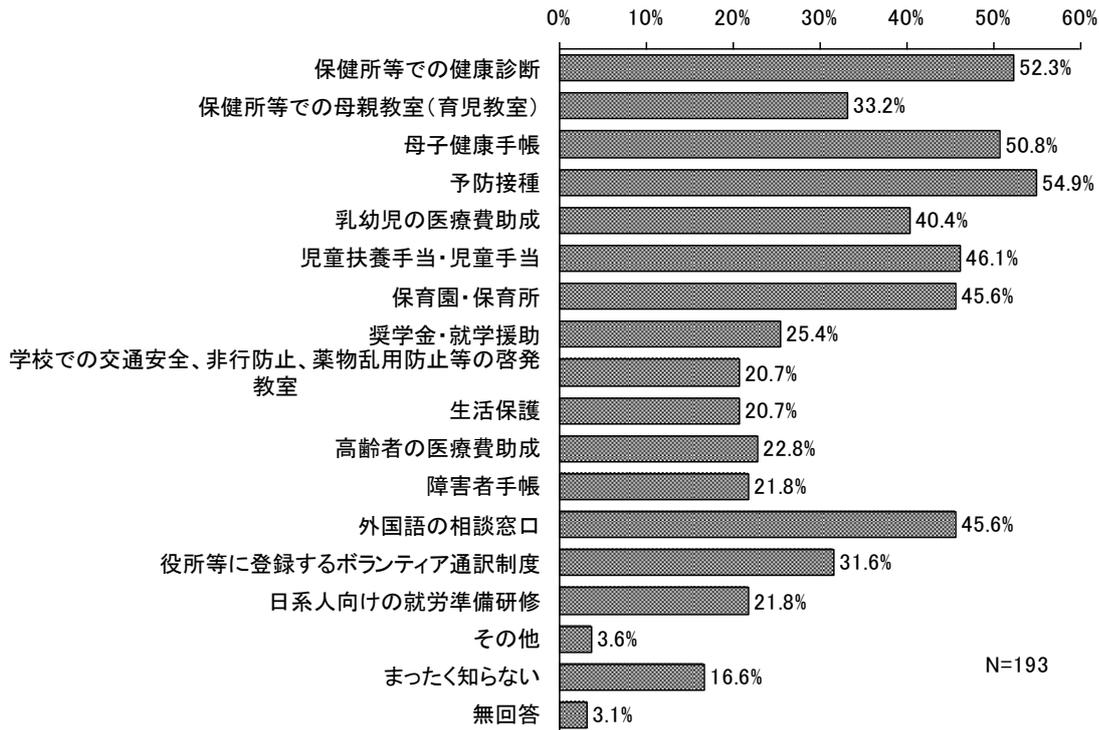
正規社員・職員
 短期契約(3か月程度)に基づく採用
 自営業・会社役員
 その他
 無回答



正規社員・職員
 短期契約(3か月程度)に基づく採用
 自営業・会社役員
 その他
 無回答



問12 次の制度を知っていますか。(知っているもの すべてに○)



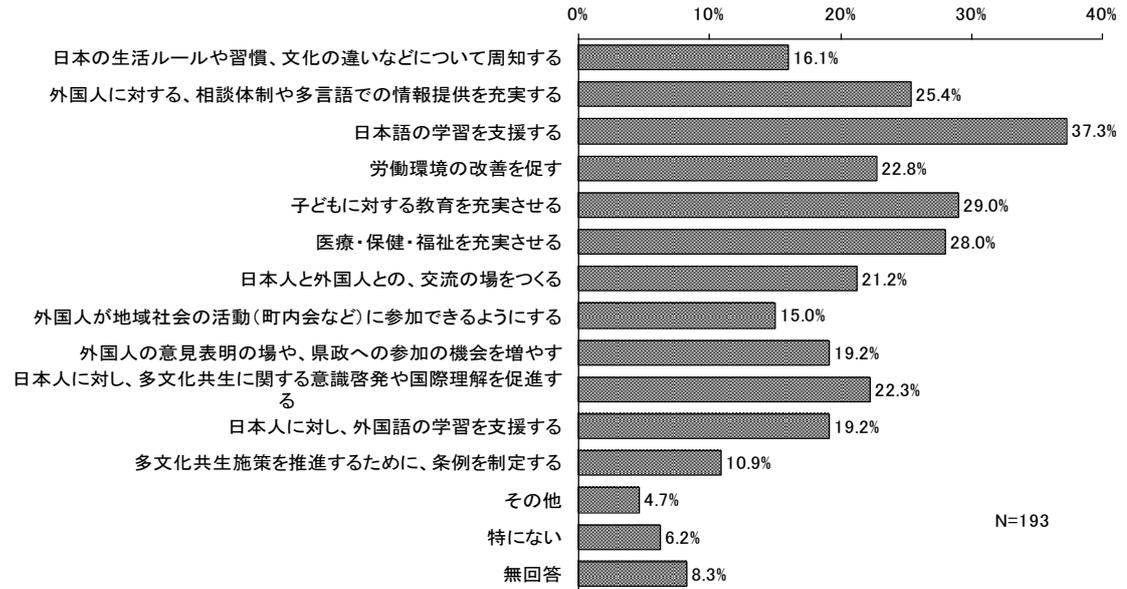
	保健所等での健康診断	室(保健所等での母親教室(育児教室))	母子健康手帳	予防接種	乳幼児の医療費助成	児童扶養手当・児童手当	保育園・保育所	奨学金・就学援助	薬物乱用防止等の啓発教室	学校での交通安全、非行防止、	生活保護	高齢者の医療費助成	障害者手帳	外国語の相談窓口	役所等に登録するボランティア	日系人向けの就労準備研修	その他	まったく知らない	無回答
全体(193)	52.3	33.2	50.8	54.9	40.4	46.1	45.6	25.4	20.7	20.7	22.8	21.8	45.6	31.6	21.8	3.6	16.6	3.1	
ブラジル(95)	55.8	38.9	50.5	55.8	49.5	44.2	46.3	16.8	27.4	23.2	22.1	26.3	48.4	38.9	31.6	4.2	21.1	2.1	
中国(33)	27.3	24.2	54.5	57.6	24.2	45.5	36.4	36.4	9.1	24.2	18.2	21.2	39.4	12.1	15.2	3.0	9.1	3.0	
韓国・朝鮮(6)	83.3	50.0	66.7	50.0	66.7	100.0	66.7	33.3	33.3	50.0	50.0	16.7	66.7	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0	
フィリピン(14)	71.4	21.4	28.6	28.6	28.6	64.3	64.3	28.6	21.4	21.4	28.6	7.1	42.9	42.9	7.1	7.1	7.1	0.0	
ペルー(17)	64.7	41.2	52.9	70.6	47.1	41.2	47.1	41.2	11.8	5.9	29.4	17.6	52.9	41.2	23.5	0.0	17.6	0.0	
その他・不明(28)	46.4	21.4	53.6	53.6	25.0	35.7	39.3	28.6	14.3	10.7	17.9	17.9	35.7	14.3	3.6	3.6	17.9	10.7	

単位: %

	保健所等での健康診断	室(保健所等での母親教室(育児教室))	母子健康手帳	予防接種	乳幼児の医療費助成	児童扶養手当・児童手当	保育園・保育所	奨学金・就学援助	薬物乱用防止等の啓発教室	学校での交通安全、非行防止、	生活保護	高齢者の医療費助成	障害者手帳	外国語の相談窓口	役所等に登録するボランティア	日系人向けの就労準備研修	その他	まったく知らない	無回答
特別永住者(3)	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	66.7	66.7	66.7	0.0	33.3	33.3	0.0	66.7	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	
永住者(104)	62.5	41.3	59.6	67.3	51.9	48.1	53.8	27.9	26.0	25.0	28.8	27.9	54.8	39.4	29.8	2.9	12.5	2.9	
日本人又は永住者の配偶者等(22)	36.4	18.2	54.5	45.5	31.8	45.5	36.4	4.5	18.2	22.7	18.2	13.6	40.9	27.3	18.2	13.6	18.2	4.5	
定住者(19)	47.4	21.1	26.3	31.6	21.1	36.8	31.6	5.3	15.8	10.5	21.1	15.8	42.1	21.1	5.3	0.0	26.3	0.0	
家族滞在(17)	23.5	5.9	35.3	35.3	17.6	23.5	29.4	17.6	0.0	5.9	0.0	5.9	11.8	5.9	11.8	0.0	35.3	0.0	
留学(12)	41.7	25.0	33.3	33.3	8.3	41.7	41.7	75.0	16.7	16.7	8.3	16.7	50.0	16.7	0.0	8.3	8.3	0.0	
研修又は技能実習(2)	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	
その他・不明(14)	50.0	50.0	57.1	64.3	57.1	71.4	42.9	28.6	28.6	21.4	28.6	28.6	28.6	35.7	21.4	0.0	14.3	7.1	

単位: %

問13 行政の取組みで、充実してほしいことはなんですか。(3つまでに○)



	日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する	外国人に対する、相談体制や多言語での情報提供を充実する	日本語の学習を支援する	労働環境の改善を促す	子どもに対する教育を充実させる	医療・保健・福祉を充実させる	日本人と外国人との、交流の場をつくる	外国人が地域社会の活動(町内会など)に参加できるようにする	外国人の意見表明の場や、県政への参加の機会を増やす	日本人に対し、多文化共生に関する意識啓発や国際理解を促進する	日本人に対し、外国語の学習を支援する	多文化共生施策を推進するために、条例を制定する	その他	特にない	無回答
全体(193)	16.1	25.4	37.3	22.8	29.0	28.0	21.2	15.0	19.2	22.3	19.2	10.9	4.7	6.2	8.3
ブラジル(95)	15.8	16.8	33.7	26.3	40.0	40.0	17.9	17.9	23.2	22.1	20.0	11.6	6.3	8.4	7.4
中国(33)	15.2	30.3	48.5	21.2	9.1	12.1	30.3	15.2	12.1	12.1	15.2	6.1	3.0	3.0	21.2
韓国・朝鮮(6)	0.0	33.3	33.3	0.0	16.7	33.3	33.3	16.7	33.3	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
フィリピン(14)	14.3	28.6	35.7	28.6	35.7	42.9	14.3	28.6	28.6	21.4	21.4	7.1	0.0	7.1	0.0
ペルー(17)	23.5	52.9	29.4	29.4	29.4	17.6	29.4	0.0	23.5	35.3	29.4	17.6	5.9	0.0	5.9
その他・不明(28)	17.9	28.6	42.9	10.7	14.3	3.6	17.9	7.1	3.6	28.6	17.9	7.1	3.6	7.1	3.6

単位:%

	日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する	外国人に対する、相談体制や多言語での情報提供を充実する	日本語の学習を支援する	労働環境の改善を促す	子どもに対する教育を充実させる	医療・保健・福祉を充実させる	日本人と外国人との、交流の場をつくる	外国人が地域社会の活動(町内会など)に参加できるようにする	外国人の意見表明の場や、県政への参加の機会を増やす	日本人に対し、多文化共生に関する意識啓発や国際理解を促進する	日本人に対し、外国語の学習を支援する	多文化共生施策を推進するために、条例を制定する	その他	特にない	無回答
特別永住者(3)	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
永住者(104)	10.6	24.0	32.7	26.0	38.5	31.7	19.2	13.5	22.1	25.0	17.3	10.6	4.8	6.7	7.7
日本人又は永住者の配偶者等(22)	31.8	18.2	50.0	18.2	31.8	36.4	22.7	18.2	18.2	36.4	27.3	13.6	4.5	4.5	9.1
定住者(19)	21.1	26.3	26.3	31.6	21.1	21.1	10.5	21.1	21.1	10.5	0.0	0.0	5.3	10.5	10.5
家族滞在(17)	11.8	41.2	47.1	5.9	5.9	17.6	17.6	23.5	11.8	17.6	29.4	5.9	5.9	5.9	11.8
留学(12)	16.7	16.7	41.7	25.0	0.0	16.7	50.0	8.3	8.3	16.7	8.3	8.3	0.0	0.0	16.7
研修又は技能実習(2)	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他・不明(14)	35.7	42.9	50.0	14.3	14.3	21.4	28.6	14.3	14.3	14.3	50.0	28.6	7.1	7.1	0.0

単位:%

9 県政モニターアンケート(2011年度第5回)調査

(1)調査方法

郵送・インターネット(選択)

(2)調査期間

2011年10月3日から2011年10月18日まで

(3)調査の対象者

県政モニター496人(2011年10月18日現在)

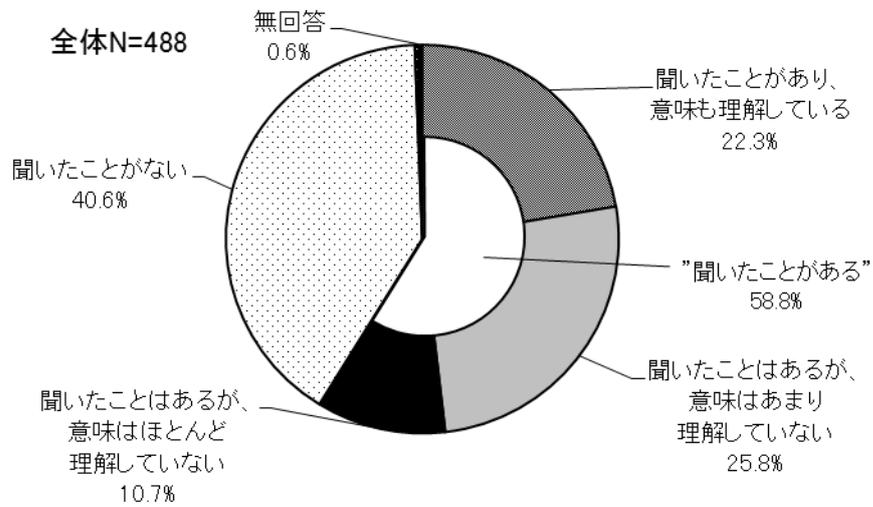
(4)回答者数

488人(回収率98.4%)

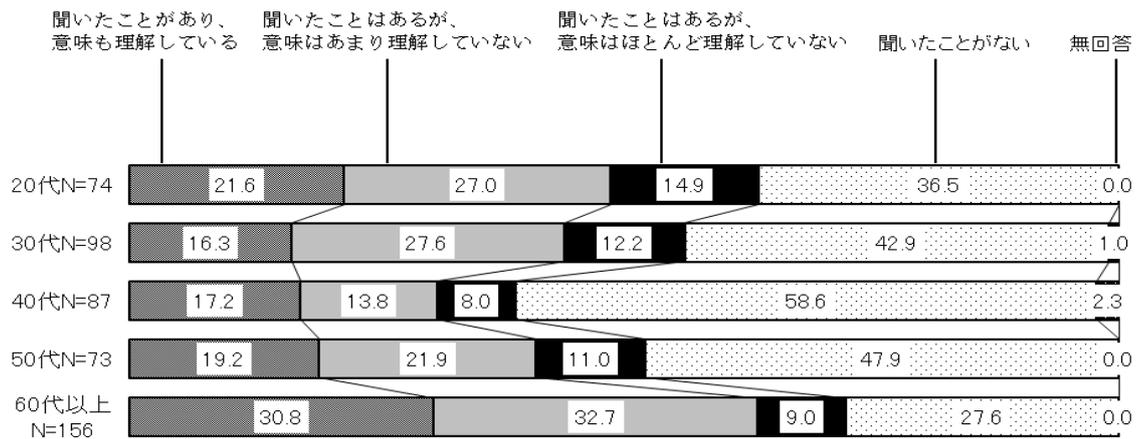
【記号・符号・用語の説明】

- ①N (Number of Cases の略) は比例算出の基数であり、100%が何人の回答者に相当するかを示す。
- ②M. T. (Multiple Total) は複数回答を認める質問に対する回答の比率の合計を示す。(無回答者の数値は含まない。)
- ③回答が1つの質問であっても、小数第2位を四捨五入して割合を求めているため、合計が100%にならないことがある。

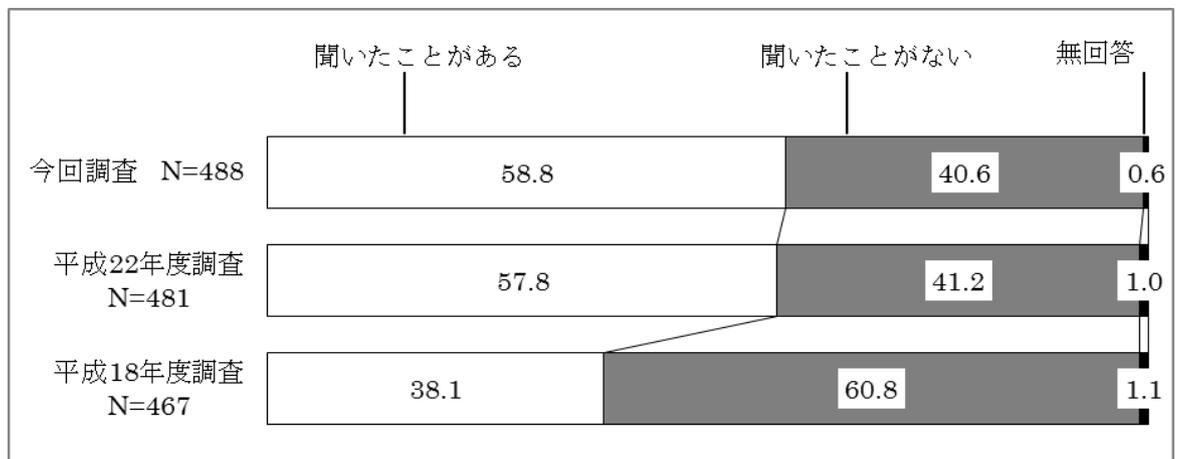
問1 今までに、「多文化共生社会」という言葉を聞いたことがありますか。(回答は1つ)



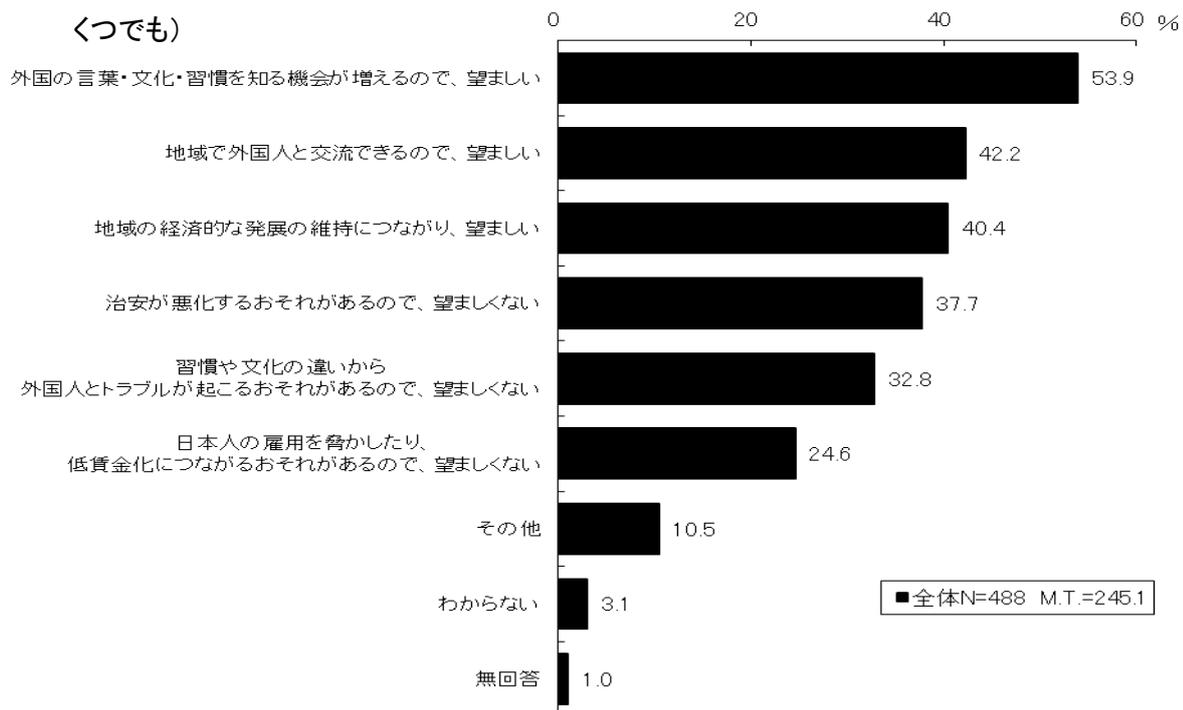
(年代別)



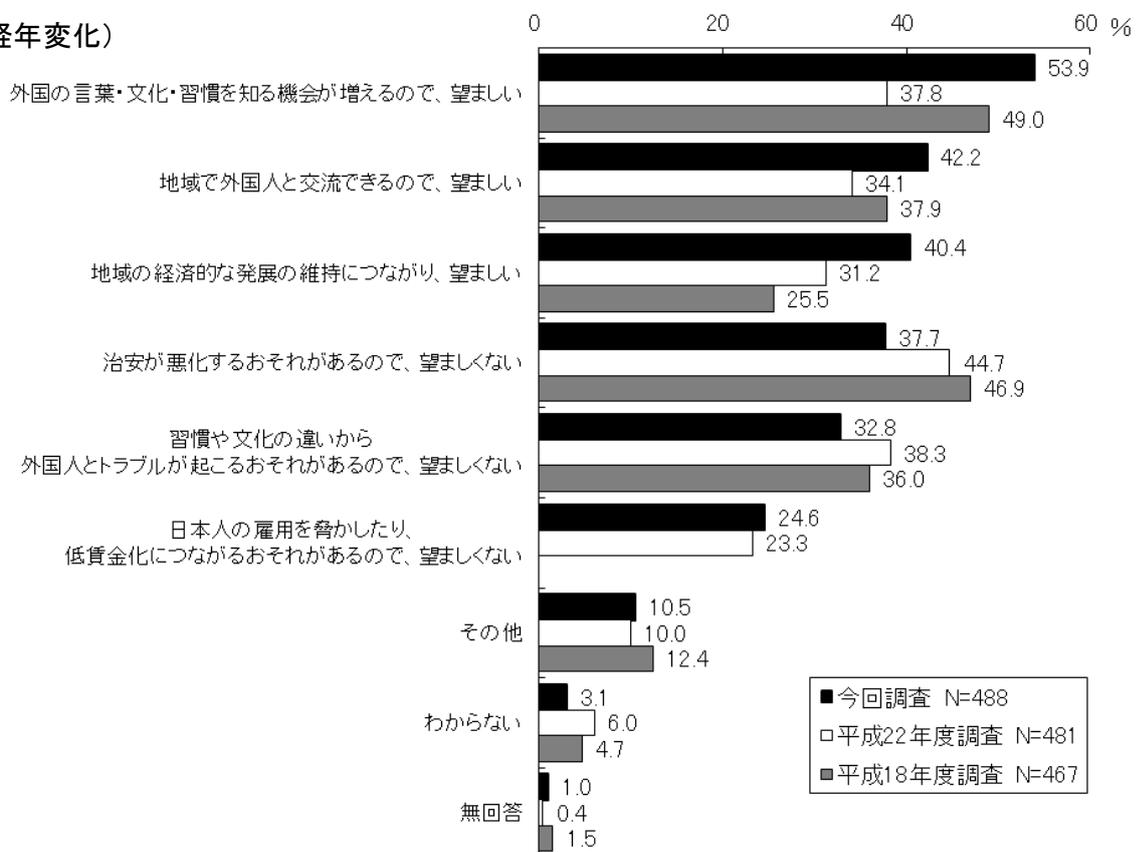
(経年変化)



問2 愛知県に在住している外国人は現在約 20 万人で、東京都、大阪府に次いで全国で 3 番目に多い都道府県となっていますが、外国人が多いことについてどう思いますか。(回答はいくつでも)

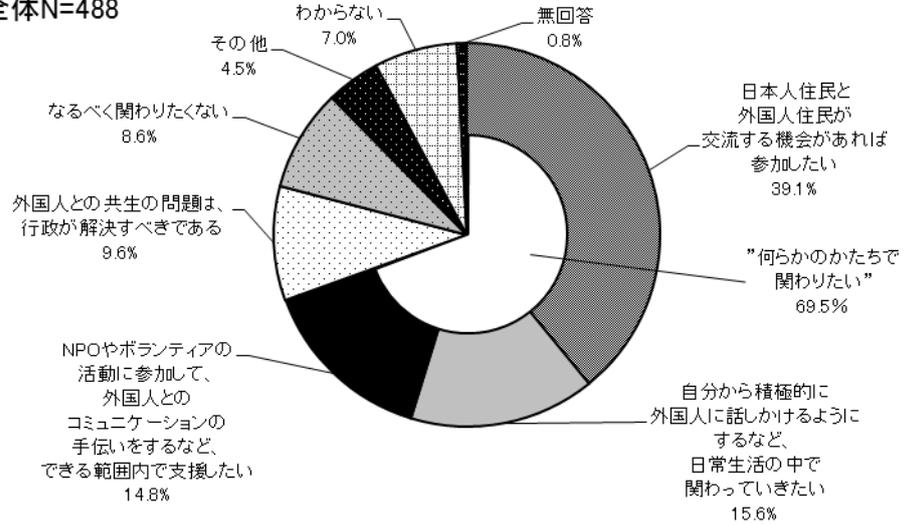


(経年変化)

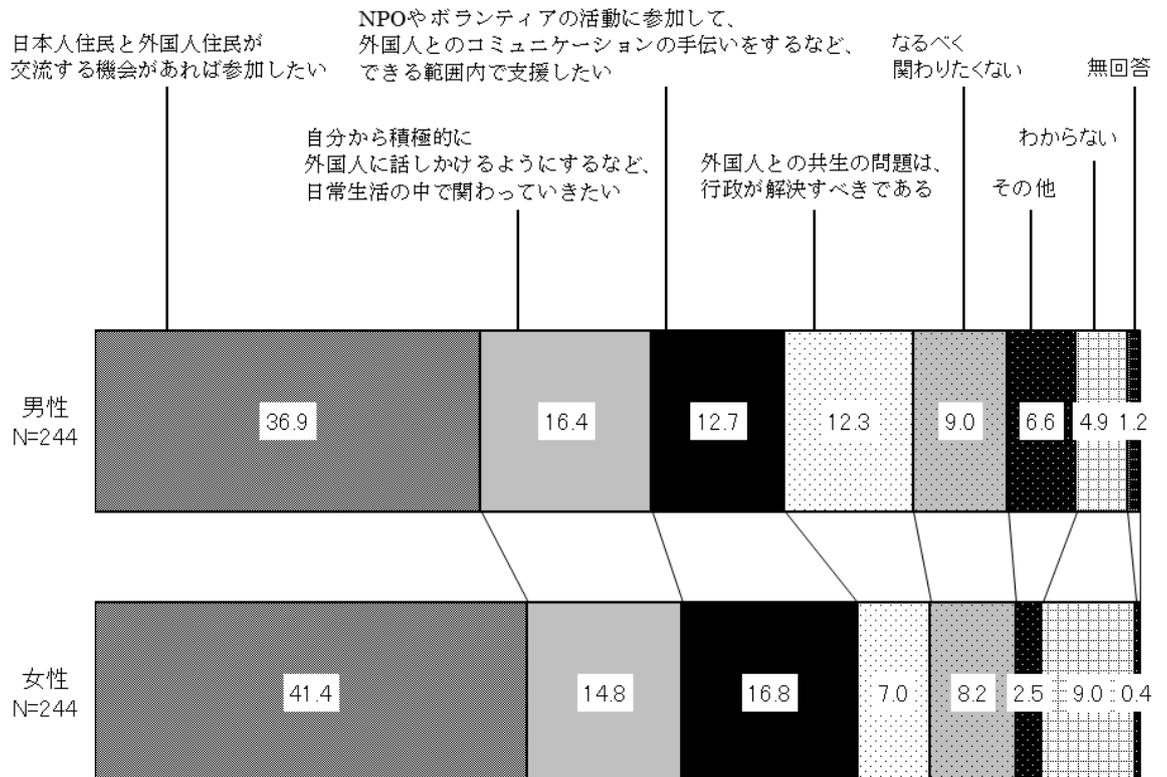


問3 今後、外国人も安心して暮らせ活躍できる地域社会としていくために、あなたはどのようにしたいと思いますか。(回答は1つ)

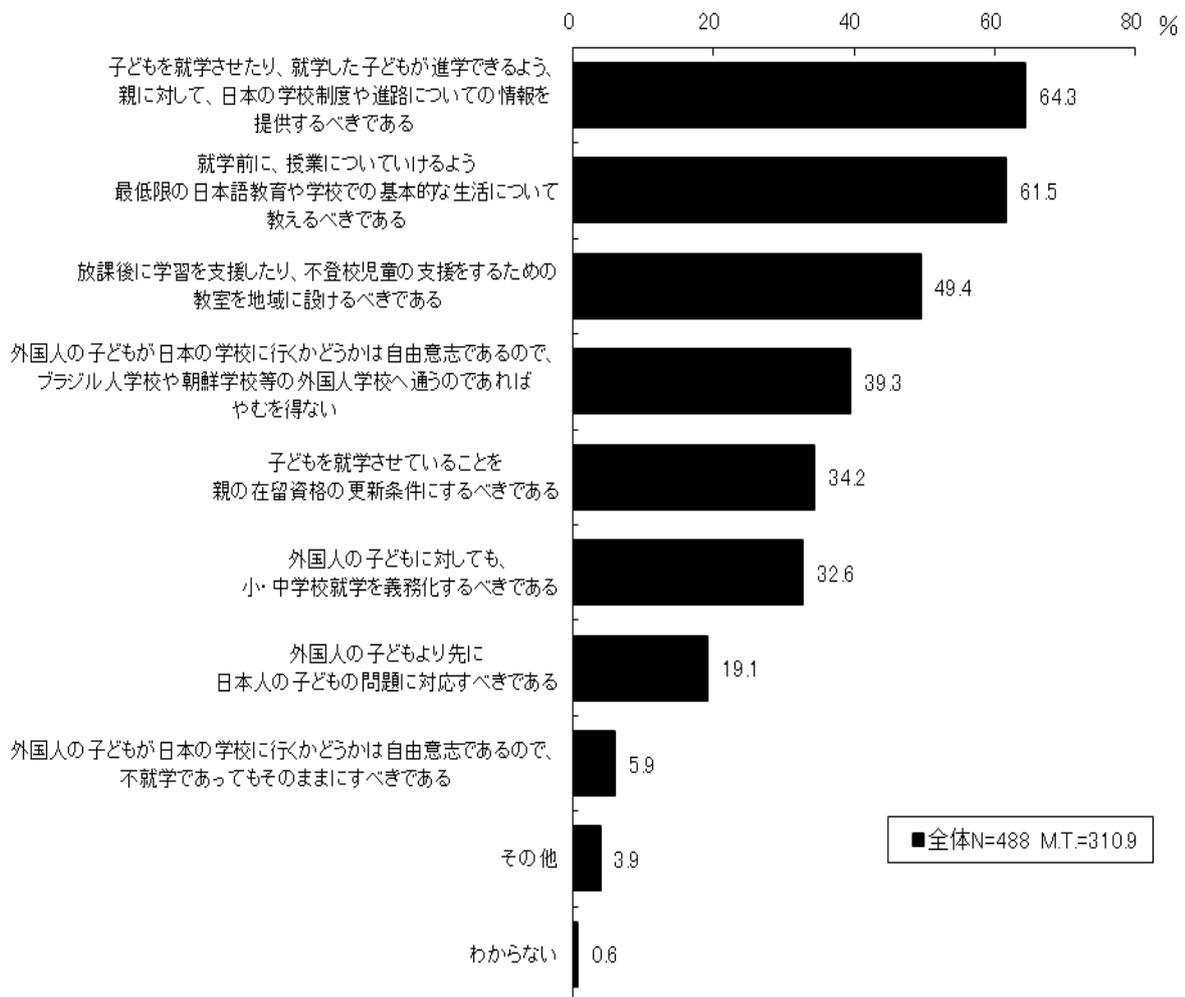
全体N=488



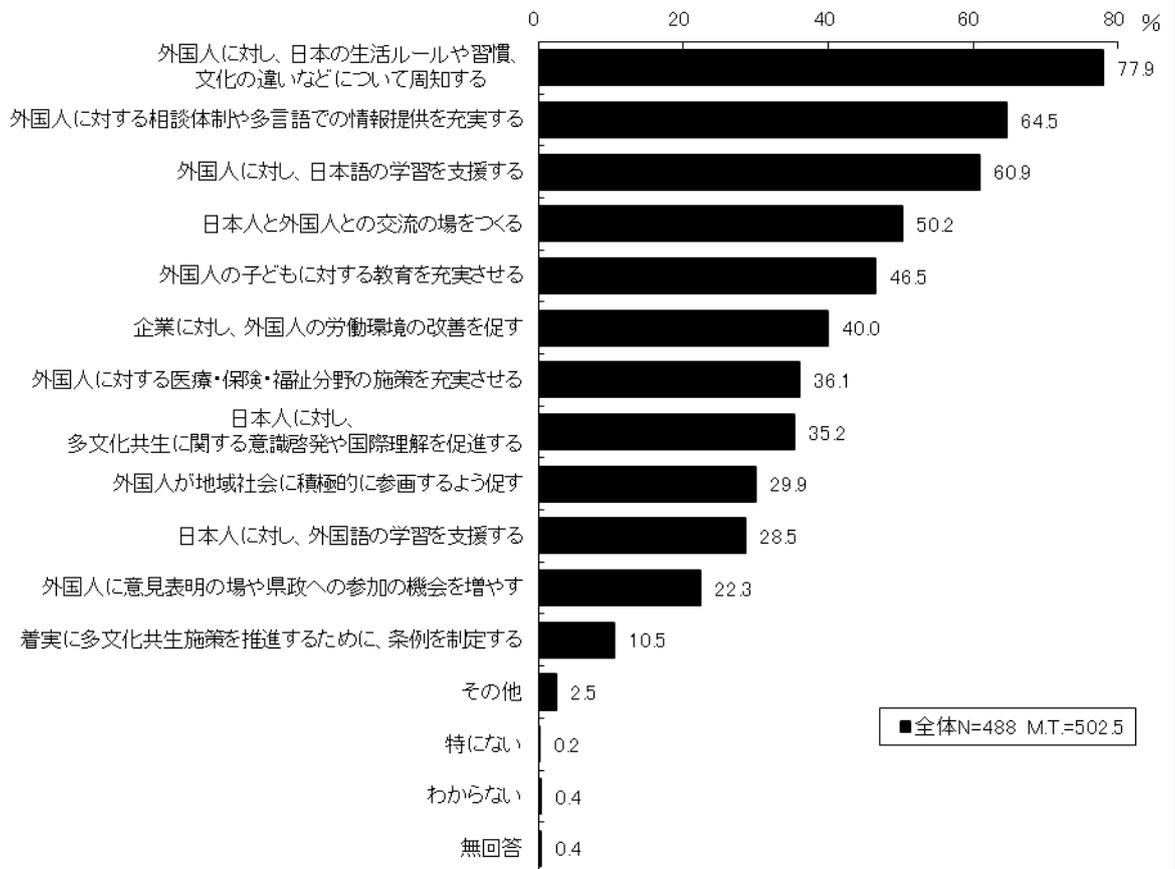
(男女別)



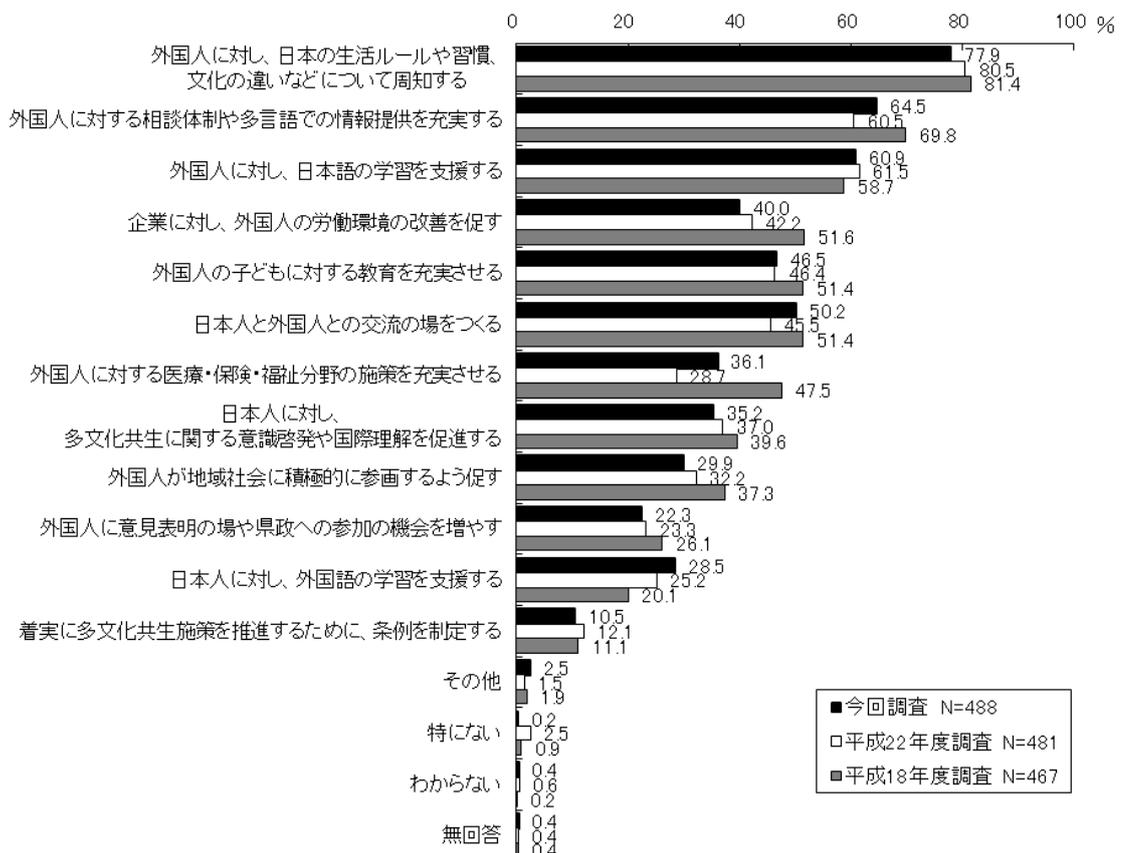
問4 外国人の子どもで、日本の小学校や中学校に通わなかったり、通っていても勉強についていけず、進学できないなどの問題が起きています。こうした問題に対して、あなたは、どう思いますか。(回答はいくつでも)



問5 今後、日本人住民と在住外国人がともに暮らしやすい社会にしていくために、県や市町村など行政は、どのような取組みに力を入れるべきだと思いますか。(回答はいくつでも)



(経年変化)



自由記述

1 多文化共生推進の必要性について

(1) 必要である、やむを得ない

- 「多文化共生社会」という言葉は初めて聞いた。もっと、ニュースや広報誌などで特集を組むなどして、広く県民に知らせる機会を設けるとよいと思う。
- 多文化共生社会は地域活性化のみならず国内の人材育成にも繋がると思う。
- 日本の少子高齢化を考えると多文化共生社会は歓迎するべきである。ただ、受け入れる外国人には日本人をよく理解してもらう必要がある。世界のよいところは取り入れながら、世界のモデルとなるよう、取り組んでいきたい。
- 現在の情報化社会の中では、遅かれ早かれ企業のみならず地域のグローバル化も進んでいき、国際化や多文化共生社会は避けて通れないと思う。愛知県には他県に先駆けてグローバル化を進めていって欲しいと思う。
- 外国人の割合が高い市町村の問題として考えるのではなく、県内のそれ以外の市町村でも、外国人と多文化共生についてもっと考えていく必要があると思う。

(2) 必要でない、不安の方が大きい

- 日本人同士でも交流してないのに外国人との交流など必要に迫られなければ無理だと思う。日本人でも関わりたくない人もいる。誰であっても適度な距離感が必要だろう。
- 外国人は犯罪のイメージが強く、個人的にあまり受け入れられない。
- 治安が悪くなったりトラブルが起こったりするので、外国人をこれ以上受け入れるべきではないと思うし、今は不況で仕事も少なくなっているので本国に帰ってもらうようにするべきだと思う。

2 外国人住民への期待について

- 日本人が外国に住む場合でも、外国人が日本に住む場合でも、受け入れられる側の人が少なくともその国の言語とルールを知っておくことは仲良く生活していくために不可欠だと思う。
- 外国人の人達に日本の生活ルールや文化などを理解してもらうことはとても大切なことだと思う。日本の良さを理解していただきたいと思う。
- 外国人が増えて治安が悪くなっている団地があり、困っていると聞くが、外国人には日本で住むための最低の文化・習慣を教えるべきだと思う。日本の習慣や文化を知らないで生活するというのは外国人にとっても苦痛ではないか。
- 長く生活するつもりであれば、日本のことをよく知ってから来て欲しいし、日本語も早く覚えて欲しい。知らないことがあっても、近くの人や地域の人たちに尋ねれば、みんな親切に対応してくれると思うので、早く日本に溶け込めると思う。
- 地域の祭りなどの催しに外国人が参加するのも心に残り、良い影響があると思う。

3 日本人住民が外国人住民との共生のためにできることについて

- ものづくりを主体とした中京地区は、国内でもかなり国際化に力を入れてきたのではないかと。ただ、それを受け入れる県民のレベルがついていないのではないかとと思う。
- 愛知県に在住している外国人は多く、日常でもよく見かける。外国の言葉や文化・習慣を知る機会

が増えるので望ましいと思う反面、犯罪などが多く起きていることも確かなので、迷う気持ちもある。しかし、多文化共生社会を目指して自分にできることがあれば積極的に参加していきたい。

- 日本人が外国人を差別せず、共に地域で生きる地域づくりを実現するためには日本人の意識改革が必要だと思う。外国人の文化・技術・特色を生かすことができれば外国人が定着し慣れ親しむ事ができるのではないか。
- 外国人、日本人はお互いが相手をよく知らないために、怖がっている面があると思う。無理のないよう急がず時間をかけて、触れ合うことのできる場所を設けていくことが大切だと思う。また、外国人だからといって特別視してはいけないとも思う。

8 外国人の子どものための取組について

- 学校に通わない外国人の子どもがいるというのは非常に大きな問題であると思う。不就学は治安の悪化につながるおそれがあるのではないか。日本にいるなら日本の子どもたちと同じように学校に通うべきだと思うので、子どもの就学は親の在留資格の条件にするべきだと思う。
- 外国人、日本人にかかわらず、教育は大切だと思う。特に小さい時の教育は大事だと思う反面、親が育った環境の違いはなかなか難しいと思う。親が日本語を理解できないので、小学校の子供のプリントが読めない、提出物が難しいなど、現場は大変だと思う。
- 外国人の子ども不就学は、将来的に治安の悪化につながる可能性がある。日本人と同じ環境で、障害なく勉強することが、共生の第一歩である。
- 犯罪やトラブルを抑制するためにも、外国人の子どもが何らかの形で「教育」を受けるべきだと思う。
- 外国人労働者が増え、保育園や小学校へ入る子どもの数も増える中で、外国人の子どもたちがスムーズに日本の学校に慣れる事ができるよう、対応する教員の数も増やした方がよいと思う。

9 国際化・多文化共生推進に向けた具体的な取組について

- 国際化や多文化共生社会について、意識していない人が多いと思うので、そういった人にこの問題について考えてもらう機会とするセミナーや講演会などの場があれば意識も高まるのではないか。
- ブラジル人の集住地区で犯罪が多いとのうわさが広がったり、外国人住民が日本語を話すことができなかつたりすることが、外国人と日本人の共生に不安をあおっているのだと思う。外国人住民がどのような活躍をしているかや、ポルトガル語、英語、中国語などを公立学校教育で少しでも取り入れると不安が緩和されると思う。
- 役所でのサービスが外国人には優しくないと思う。外国語対応できる職員が少なく、外国人に発行する保険証や通知などが日本語表記だけなのはとても不便だと思う。もう少し外国人の立場にたって分かりやすいように改善すべき。
- 街中の案内表示、広報誌、各種申請用紙やそれを扱う職員など、身の回りのほとんどが日本語での表記・案内となっている。ハード面での目に見える変化があれば、自然と愛知県を訪れたり滞在したりする外国人も増え、県民の多文化共生に対する意識も養われていくのではないか。
- 国際化や多文化共生の推進には、言葉がネックになると思うので、行政、県民、企業が協力してこ

の課題を解決する取組を行う必要がある。

- 外国人の多いエリアには、外国人対応の職員を配置すれば日本人、外国人でも相談でき、その場での問題解決がお互いの交流につながっていくのではないかと。現状は日本人が避けているように思われるので、行政による橋渡しが必要だと思う。
- 万博の時、外国人を身近に感じた。少子高齢化社会で経済的な発展をするには、外国人と共生するしか道はないと思うので、国際交流施設を各市町村に設置して、共感してくれる人を増やすとよいと思う。
- 国際色豊かな愛知県は、既に日本人のためだけの県ではなく、海外から来た人たちのための県でもあると思う。海外から来た人たちが、日本語などでスムーズに愛知県で生活できるよう、特に教育分野などにおいて行政の支援が必要になると思う。

10 国際化・多文化共生推進以外の取組の必要性について

- 経済力が落ちている中、グローバル化の推進よりも県民の雇用を守り、人材を育成する事業に予算を回して欲しい。
- 世界中でグローバル化が進んでいるため、日本も愛知県も更なるグローバル化を推進させる必要性は理解できるが、現在の雇用状況を鑑みると、まずは若年者の雇用を確保し、国内の地盤を強化することが先決ではないかと思う。

11 その他

- 県内に在住外国人が20万人もいるとは知らなかった。
- 自分の周辺には外国人が少ないため、多文化共生に対する認識はこれまであまりなかった。
- 入手可能なら、一度「あいち多文化共生プラン」を読みたい。

10 在留資格一覽

11 新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議等

新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議設置要綱

(目的)

第1条 愛知県における多文化共生社会づくりを推進するための「新あいち多文化共生推進プラン(仮称)」の策定にあたり、創意ある意見を求めるため、新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 新あいち多文化共生推進プラン(仮称)策定のための検討に関すること
- (2) その他、検討会議の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、別紙に掲げる委員により構成する。

(座長等)

第4条 検討会議に、座長及び副座長を置く。

2 座長は会議を総括し、会議の進行にあたる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、愛知県地域振興部長が招集する。

2 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

(公開)

第6条 検討会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が会議の一部または全部を公開しない旨を決定した場合

2 検討会議の傍聴方法については、別途定める。

(開催期間)

第7条 検討会議は、平成24年度において開催する。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、地域振興部国際課多文化共生推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月28日から施行し、平成25年3月31日をもって廃止する。

(別紙)

「新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議」委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名 等
◎ 池上 重弘	静岡文化芸術大学文化政策学部国際文化学科教授
伊東 浄江	特定非営利活動法人トルシーダ代表
イレリカ アビ	元外国人県民あいち会議委員
大島 ヴィルジニア ユミ	犬山市多文化共生推進員
○ 尾崎 明人	名古屋外国語大学外国語学部日本語学科教授
倉橋 義弘	豊橋市文化市民部長
小島 祥美	愛知淑徳大学文学部教育学科准教授
鈴木 宏行	愛知県経営者協会企画海外グループ部長
土井 佳彦	特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海代表理事

◎:座長 ○:副座長

新あいち多文化共生推進プラン(仮称)連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 「新あいち多文化共生推進プラン(仮称)」の策定を行うため、新あいち多文化共生推進プラン(仮称)連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1)「新あいち多文化共生推進プラン(仮称)」の策定に関すること。
- (2)その他、多文化共生の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 連絡会議には座長を置き、国際監をもってこれに充てる。

(運営)

第4条 連絡会議は、座長が統括し、必要に応じ招集するものとする。

2 座長は、必要に応じ、関係職員の参加を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、連絡会議に有識者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 連絡会議に関する庶務は、地域振興部国際課多文化共生推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行し、平成25年3月31日をもって廃止する。

「新あいち多文化共生推進プラン(仮称)連絡会議」構成員

部 局	構 成 員
知事政策局	企画課長
総務部	総務課長
	人事課長
地域振興部	国際監
	国際課長
	多文化共生推進室長
県民生活部	県民総務課長
	人権推進室長
	社会活動推進課長
	男女共同参画室長
	地域安全課長
	文化芸術課長
	私学振興室長
防災局	防災危機管理課長
環境部	環境政策課長
	ESD会議支援室長
健康福祉部	医療福祉計画課長
	児童家庭課長
	子育て支援課長
	医務国保課長
産業労働部	産業労働政策課長
農林水産部	農林政策課長
建設部	建設企画課長
	県営住宅管理室長
教育委員会	教育企画室長
	生涯学習課長
	高等学校教育課長
	義務教育課長
警察本部	教養課長
(公財)愛知県国際交流協会	交流共生課長

12 策定経過